

平成24年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会24-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査						
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業等譲受け)について, 届出等に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表し, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。						
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業等譲受け)について, 迅速(第1次審査においては届出受理の日から30日以内, 第2次審査においては全ての報告等を受理した日から90日以内)かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する(平成23年度)。						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	11,027	7,531	8,910	8,274	7,854
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	11,027	7,531	8,910	8,274	7,854
執行額(千円, c)		10,309	4,789	7,505			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	新成長戦略(閣議決定)		平成22年6月18日		グローバル市場にも配慮した企業結合規制(審査手続及び審査基準)等の検証と必要に応じた見直し(平成23年度中に結論・所要の措置)		

測定指標	企業結合の届出受理件数[件](注1)	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		1,284	1,008	985	265	275	
	企業結合の届出を受理した案件について法定の期間内に処理をした割合[%](注2)	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		100	100	100	100	100	
	年度ごとの目標値		100	100	100	100	100
	公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[件]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		11	7	8	12	9	
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例の事例1件当たりの頁数[頁]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	6.4	9.4	6.3	6.3	8.9		
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数[件](注3)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	2,770	5,796	7,900	8,601	9,174		
企業結合審査によって保護された消費者利益額[億円]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	約50	約37	約1,035	約70	約1,063		

- (注1)平成22年度及び平成23年度の届出受理件数が,平成21年度以前に比べて大幅に減少しているのは,平成21年独占禁止法改正法により,届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる。
- (注2)平成23年度については,届出受理件数275件のうち,報告等の要請を行い平成24年度においても第2次審査を継続して行った案件(1件)及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件(1件)を除く273件に係る処理状況を記載。
- (注3)アクセス件数については,平成19年8月以降のデータを集計。また,各年度のアクセス件数は,当該年度に公表した事例集への当該年度におけるアクセス件数。

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>届出を受理した275案件のうち、第1次審査のみを行った270件については30日以内に終了し、第2次審査まで行った3件については90日以内に終了し、いずれも迅速かつ的確に企業結合審査を行っている。 なお、平成24年度においても第2次審査を継続して行ったものが1件、届出会社の事情により企業結合計画の届出を取り下げたものが1件ある。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要・有効であり、効率的に行われているものと評価できるが、以下の課題が挙げられる。 企業結合規制の見直し前は、重要・大型な企業結合案件については、事前相談制度の下で、独占禁止法上の判断を求められる場合が多かったが、企業結合規制の見直しにおいて事前相談制度を廃止したことにより、重要・大型な企業結合案件であっても、期間の延長が許容されない法定の限られた審査期間内に、必要な情報の収集、分析等を行いながら、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを迅速かつ的確に判断する必要がある。また、事業者においても、当該企業結合を実施する時機を逸しないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいると考えられる。このため、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件については、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を高めるという企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、法定の手續に基づき、引き続き、企業結合審査を迅速かつ的確に行うとともに、消費者の利益が確保されるように努める必要がある。 また、①海外競争当局との間で情報交換を行いながら企業結合審査を進める必要がある案件が増加する傾向にあること、②法律に関する専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応し、さらに、経済学に関する専門的知識及び経験を有するエコノミストを企業結合審査部門に配置し、客観的かつ理論的な分析を行う必要がある案件に適正に対応していく必要があることから、今後とも、企業結合審査の質の一層の向上や、国際的企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の更なる強化を図っていく必要がある。 企業結合規制の見直し後は、報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、公表内容を一層充実させることとしているところ、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止する観点から、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・測定指標に「届出を受理した案件の法定期間内における処理状況」として、処理期間の目標を達成した案件の割合を加えるべきではないか。(柿崎委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・企業結合審査に要した費用と保護された消費者利益を比較して、企業結合審査の効率性を評価しているが、これらのデータを提示すること自体はよいことだが、両者に必ずしも相関性がないため、これをもって、直ちに、効率性があると評価できると記載するのは、若干、違和感がある。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)</p>
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成23年度における主要な企業結合事例について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成24年6月20日 上記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。</p>
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局企業結合課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企業結合課長 小林 渉</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年4月～7月</p>
--------------	-------------------	---------------	--------------------	-----------------	-------------------

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査

【具体的内容】

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について、届出等に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について、迅速（第1次審査においては届出受理の日から30日以内、第2次審査においては全ての報告等を受理した日から90日以内）かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成23年度）。

3. 評価の実施時期

平成24年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 企業結合の届出受理件数

平成23年度の企業結合の届出受理の件数は、株式取得に係る届出が24件（前年度比22%増）、合併に係る届出が15件（同36%増）、分割に係る届出が10件（同9%減）、共同株式移転に係る届出が6件（同20%

増)、事業等譲受けに係る届出が20件(同63%減)、合計が275件(同4%増)であった。

表1 企業結合の届出受理件数

(単位:件)

	株式取得	合併	分割	共同株式 移転	事業等譲 受け	合計
平成19年度	1,052 (9.6)	76 (2.7)	33 (73.7)	—	123 (▲9.6)	1,284 (8.0)
平成20年度	829 (1.3)	69 (▲9.2)	21 (▲36.4)	—	89 (▲27.6)	1,008 (▲21.5)
平成21年度	840 (1.3)	48 (▲30.4)	15 (▲28.6)	3 (-)	79 (▲11.2)	985 (▲2.3)
平成22年度	184 (▲78.1)	11 (▲77.1)	11 (▲26.7)	5 (66.7)	54 (▲31.6)	265 (▲73.1)
平成23年度	224 (21.7)	15 (36.4)	10 (▲9.1)	6 (20.0)	20 (▲63.0)	275 (3.8)

(注1) 括弧内は対前年度増加率(%)である。

(注2) 平成21年独占禁止法改正法により、株式所有報告は株式取得届出に改正され、共同株式移転に係る届出が新設された。

(注3) 平成19年度から平成21年度までの「株式取得」は、平成21年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づく株式所有に関する報告書の件数。ただし、平成21年度の件数(840件)には、平成21年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法の規定に基づく株式取得届出受理件数(71件)を含む。

(注4) 平成22年度及び平成23年度の届出受理件数が、平成21年度以前に比べて大幅に減少しているのは、平成21年独占禁止法改正法により、届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる。

(2) 届出受理後の法定手続に基づく企業結合審査

公正取引委員会は、独占禁止法第10条第9項(第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、企業結合に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知(予定される排除措置命令の内容等の通知)を行う場合には、届出受理の日から30日間(当該期間内に必要な報告、情報又は資料の提出〔以下「報告等」という。〕を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日と全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内に行わなければならない。

独占禁止法第10条第9項の規定に基づき、平成23年度に報告等の要

請を行った案件は4件であるところ、平成24年度においても審査を継続している1件を除く3件のうち2件（「新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併」及び「ウエスタン・デジタル・アイルランド・リミテッドによるヴィヴィティ・テクノロジーズ・リミテッドの株式取得」）については問題解消措置を講じることを前提に、また1件（「シーゲイト・テクノロジー・インターナショナルによるサムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッドのハードディスクドライブ事業の譲受け」）については他案件において講じることとされている問題解消措置等を踏まえれば独占禁止法上の問題はないと判断した。

また、平成23年度に届出を受理した案件は275件であるところ、報告等の要請を行った案件（4件）及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件（1件）を除く270件については、いずれも届出受理の日から30日以内に、独占禁止法上の問題はないと判断し、企業結合審査を終了した。

（注5）前記の「ウエスタン・デジタル・アイルランド・リミテッドによるヴィヴィティ・テクノロジーズ・リミテッドの株式取得」及び「シーゲイト・テクノロジー・インターナショナルによるサムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッドのハードディスクドライブ事業の譲受け」はいずれもハードディスクドライブの製造販売事業者の統合に係るものであり、以下において、これら2件をまとめていう場合には、「ハードディスクドライブの製造販売事業者の統合」としている。

(3) 企業結合規制の見直し

公正取引委員会は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づいて行った企業結合規制に関する検証結果等を踏まえ、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を一層高めるとともに、国際的整合性の向上を図る観点から、審査手続及び審査基準の見直しを行い、平成23年6月14日に公正取引委員会規則の一部改正等を行う旨公表し、同年7月1日から施行した。

改正等の主な内容は次のとおりである。

ア 企業結合審査手続の見直し

(ア) 事前相談制度の廃止^(注6)

(イ) 届出会社と公正取引委員会とのコミュニケーションの充実

(ウ) 独占禁止法上の問題はないと判断した場合は、書面で、排除措置命令を行わない旨を通知（報告等の要請を行った案件については、審査結果について理由も含め書面により説明）

(エ) 30日の禁止期間（独占禁止法の規定により企業結合を実行してはな

らない期間)の短縮を認める場合を拡大

(オ) 報告等の要請を行った案件等の審査結果を公表することとし、公表対象範囲を明確化

イ 企業結合審査基準の見直し

(7) 企業結合審査の対象とならない場合を明確化

(イ) 一定の取引分野(地理的範囲)の考え方について、世界市場・東アジア市場を認定する場合の例示を追加

(ウ) 需要が縮小している場合の考え方を追記

(エ) 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、輸入圧力を評価することを明示

(オ) 近い将来における競合品の競争圧力についても考慮の対象とする旨を明示

(カ) 業績不振等についての例示として、当事会社の一方が継続的に大幅な経常損失を計上している場合及び事業部門が継続的に大幅な損失を計上している場合を追加

(注6) 公正取引委員会は、平成23年7月1日、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(平成14年12月21日公正取引委員会)に基づく事前相談制度を廃止した。平成23年度において、事前相談に対する回答を行った案件は3件あったところ、当該対応方針に基づき第2次審査に移行した案件はなく、当該3件についてはいずれも、当該対応方針に基づく第1次審査において当事会社に回答した。

(4) 専門的知識を有する職員の活用

公正取引委員会では、法律に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者も企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、理論的かつ説得的な評価を行う必要がある案件において法学的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

(注7) 企業結合部門における法曹資格者の人数は、3名である(平成24年3月末時点)。

(5) 海外の競争当局との連携

国内外の市場に影響を与えるような国際的企業結合案件については、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなるところ、公正取引委員会では、こうした案件について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審

査を実施している。

平成23年度の「ハードディスクドライブの製造販売事業者の統合」については、公正取引委員会は、欧州委員会、米国連邦取引委員会及び韓国公正取引委員会との間で競争に及ぼす影響についての考え方、当事会社が申し出た問題解消措置の評価等について情報交換を行うなど、海外の競争当局と連携を取りながら企業結合審査を進めた。

(6) 企業結合審査結果の公表

前記(3)のとおり、公正取引委員会は、企業結合規制の見直しを行い、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年6月14日公正取引委員会。以下「手続対応方針」という。）を策定したところ、企業結合審査の透明性を一層高める観点から、手続対応方針において、

① 第2次審査の結果、独占禁止法上の問題はないと判断し、排除措置命令を行わない旨の通知をした案件

② 第1次審査の結果、問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断し、排除措置命令を行わない旨の通知をした案件といった、他の会社等の参考となる案件

を公表する旨明らかにした。

公正取引委員会は、前記(2)のとおり、平成23年度において「新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併」及び「ハードディスクドライブの製造販売業者の統合」について、第2次審査の結果、独占禁止法上の問題はないと判断したところ、手続対応方針に基づいて、これら案件に係る審査結果を公表した。

また、公正取引委員会は、平成5年度以降、毎年度、主要な企業結合事例を事例集として公表している。事例集には、特定の業種に偏ることなく様々な業種に係る案件、問題解消措置を講じることとした案件、国境を越えた市場画定を行った案件など多様な類型の案件を掲載するとともに、企業結合審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載や一定の取引分野等に係る記載を充実させているところである。

公正取引委員会は、平成24年6月20日に、「平成23年度における主要な企業結合事例」を事例集として公表しているところ、当該事例集では、企業結合審査をした案件のうち、合計9事例を掲載し、企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保に努めているところである。また、平成23年度事例集の1事例当たりの頁数については平均8.9頁であり、前年度と同水準となっている。また、当該事例集に掲載した事例のうち、法定の手続において第2次審査で終了したもの（2事例）は33頁及び23頁となって

おり、前年度より大幅に増加している（注8）。

（注8）平成22年度の事例集に掲載した事例のうち、法定の手続において第2次審査で終了したものは、「アジレント・テクノロジーズによるバリアン・インクの株式取得」であり、当該事例に係る頁数は4頁である。また、平成23年度の事例集に掲載した事例のうち、法定の手続において第2次審査で終了したものは、「新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併」及び「ハードディスクドライブの製造販売事業者の統合」であり、これら事例に係る頁数は、それぞれ33頁及び23頁である。

表2 公表事例集の掲載事例件数、事例ごとの頁数及び平均頁数

（単位：件、頁）

	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～	合計事例 件数	平均頁数
平成18年度 事例集	1	4	7	0	12	6.6 (8.2)
平成19年度 事例集	1	6	3	1	11	6.4 (▲3.0)
平成20年度 事例集	1	3	2	1	7	9.4 (46.9)
平成21年度 事例集	1	5	2	0	8	6.3 (▲33.0)
平成22年度 事例集	5	3	2	2	12	6.3 (0.0)
平成23年度 事例集	7	0	0	2	9	8.9 (42.2)

（注9）平均頁数の括弧内は対前年度増加率（%）である。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを規制しているところ、届出を受理した企業結合については、前記5(2)の独占禁止法で定められている期間内に、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。当該期間が経過すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であっても、公正取引委員会が措置を採ることはできなくなることから、届出受理後、迅速な企業結合審査を行う必要がある。さらに、企業結合を計画している事業

者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画しており、事業者がこのような時機を逸することのないようにするためにも、迅速に企業結合審査を行う必要がある。

また、的確な企業結合審査が行われず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない企業結合まで禁止することとなれば、適法な経済活動が阻害されることとなる。逆に、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を規制しなければ、当該市場において、公正かつ自由な競争が行われなくなり、経済に悪影響を及ぼすこととなる。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合が規制されるような的確な企業結合審査を行う必要がある。さらに、当事会社が事業活動を行っている取引分野は通常多岐にわたり、また、企業結合は事業経営上の様々な目的のために行われるものであるため、公正取引委員会から、一部の分野について独占禁止法上の問題がある旨の指摘をされたとしても、企業結合全体を断念することなく、当該問題を解消する措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがある。このため、当事会社から問題解消措置の申出があった場合には、それが独占禁止法上の問題を解消するために適切かどうかを的確に審査する必要がある。

(2) 有効性

ア 迅速な企業結合審査の実施

平成23年度に届出を受理した案件は275件であるところ、報告等の要請を行った案件（4件）、及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件（1件）を除く270件については、いずれも30日の禁止期間（独占禁止法の規定により企業結合を実行してはならない期間）内に企業結合審査を終了している。

また、前記5(3)の企業結合規制の見直しでは、30日の禁止期間の短縮を認める場合の要件を大幅に緩和^(注10)したところ、平成23年7月から平成24年3月までの間に、30日の禁止期間の短縮を認めた件数は36件あり、平成22年度の同時期の4件に比べ、大幅に増加している。

これらのことから、迅速な企業結合審査を行ったものと評価できる。

(注10) 企業結合規制の見直しでは、届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件が独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることができることとした。

イ 的確な企業結合審査の実施

前記アのとおり、公正取引委員会は、平成23年度に届出を受理した案件（全275件）について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものであるか否かについての企業結合審査を行い、このうち4件については、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行うとともに、第三者からの意見書を受け付ける旨を明らかにした。当該4件のうち、前記5(2)のとおり、「新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併」及び「ウエスタン・デジタル・アイルランド・リミテッドによるヴィヴィティ・テクノロジーズ・リミテッドの株式取得」の2件については、問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した。これら2件のように、当事会社が問題解消措置を講じることによって、当該企業結合が行われても、独占禁止法上の問題が生じないようにすることができたものと考えられる。また、前記(1)のとおり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合計画全体を断念することなく、一部の取引分野に関して問題解消措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがあるところ、一部の取引分野に関しての問題解消措置を講じることによって、企業結合全体を断念することなく実施することができ、当事会社にとっても、有効な取組である。

さらに、前述のとおり、公正取引委員会は、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行う案件については、これを公表し、第三者からの意見書を受け付ける旨を手続対応方針において明らかにしているところ、報告等の要請を行った案件については、広く一般から寄せられた意見も踏まえながら、的確に企業結合審査を行った。

このように、公正取引委員会は、届出を受理した案件についての的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進しているものと評価できる。

ウ 消費者利益の保護

公正取引委員会が平成23年度において企業結合審査を行い、当事会社に対し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがあるとして問題点を指摘し、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した案件は、前記イのとおり2件であった。これらの案件においては、競争を実質的に制限することとなるおそれがあるとされた取引分野における価格引上げ等の消費者に対する不利益が懸念され、当該問題点を解消するために競争事業者の参入を

促進する措置等が講じられた。表3のとおり、当該取引分野において、問題解消措置が講じられなければ、10%の価格引上げが1年間継続して行われることとなったと仮定すると、企業結合審査によって少なくとも当該一定の取引分野における市場規模（約1兆630億円）の10%である約1063億円の消費者利益が保護されたと評価できる。

表3 企業結合審査によって保護された消費者利益

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保護された消費者利益	約50億円	約37億円	約1035億円	約70億円	約1063億円
測定対象とした案件件数	5	1	4	2	2

(注11) 公正取引委員会では、平成21年度から、問題点を解消する措置が講じられなければ、10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して、企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し、公表してきている。

なお、企業結合ガイドラインにおいても、一定の取引分野の画定に当たり、ある事業者が、ある商品を独占して供給している仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」を行った場合の需要者の行動に与える影響を考慮することとしているところ、この、「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、「通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のものを指す」とされている。

エ 企業結合審査の結果の公表

前記5(6)のとおり、公正取引委員会は、個別の案件の審査結果を公表するとともに、毎年度、主要な企業結合事例を事例集として公表しているところ、このように企業結合審査の結果を公表することにより、法的措置が採られなかった案件についても、独占禁止法の執行の状況が明らかになり、また、企業結合を計画している事業者は、個別の案件の審査結果を参考としながら、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止することができるものと考えられる。

また、平成23年度において第2次審査を行った個別の案件の審査結果を公表したところ、当該案件の公表資料に係る公正取引委員会のウェブサイトへのアクセス件数は約23,000件と高い水準にある。

公表内容についても、企業結合審査の経緯及びその審査結果について詳細に公表することによって、企業結合審査における独占禁止法の考え方及び企業結合審査の流れが明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったものと評価できる。特に企業結合審査の経緯の公表については、前記5(3)の企業結合規制の見直しの内容の一つである届出会社と公正取引委員会とのコミュニケーションの充実に関する具体的な取組が明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったと

評価できる。

さらに、平成24年6月20日に公表した事例集では、平成23年度に企業結合審査を行った案件のうち、今後、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。また、事例集では、企業結合審査の透明性及び予見可能性を確保する観点から、個別の案件の審査結果、一定の取引分野の画定方法、企業結合審査において考慮した事項のほか、問題解消措置を講じることとなった案件については、競争を実質的に制限することとなるおそれがあると判断した理由や問題解消措置の内容を記載している。

表4のとおり、事例集に係る公正取引委員会のウェブサイトにおけるアクセス数が年々増加している状況にあり、事例集が実際に広く利用されているものと考えられ、事例集を公表することは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと評価できる。

なお、企業結合審査の透明性及び予見可能性を引き続き向上させる観点から、また、企業結合規制の見直しを行った際に行った意見公募手続においては、公表内容の充実等を求める意見が寄せられていることから、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。

表4 事例集の各年度のウェブサイトアクセス件数 (単位:件)

	平成19年度 のアクセス 件数	平成20年 度のアクセス 件数	平成21年 度のアクセス 件数	平成22年 度のアクセス 件数	平成23年 度のアクセス 件数
平成18年度事例集	2,770	4,051	2,300	4,252	2,220
平成19年度事例集	—	5,796	4,189	4,738	2,189
平成20年度事例集	—	—	7,900	3,633	1,614
平成21年度事例集	—	—	—	8,601	2,120
平成22年度事例集	—	—	—	—	9,174

(注12) アクセス件数の集計が可能である平成19年8月以降のアクセス件数を集計した。

(注13) 行は事例集の年度、列はウェブサイトへアクセスをした年度を示す。

オ 企業結合規制の見直し

前記5(3)のとおり、①事前相談制度の廃止、②報告等を要請する趣旨について報告等要請書中に記載するなどによる届出会社と公正取引委員会とのコミュニケーションの充実、③排除措置命令を行わない旨を書面
で通知する、報告等の要請を行った案件について独占禁止法上の問題が

ないと判断したときに審査結果について書面により理由を含め説明するなどの企業結合審査終了時の手続の整備を行うとともに、④企業結合審査の対象とならない場合の明確化、⑤一定の取引分野（地理的範囲）の考え方について、世界市場・東アジア市場を認定する場合の例示を追加するなどの審査基準の見直しを行った。これらにより、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性が高まったものと評価できる。

(3) 効率性

前記5(2)のとおり、届出書についての法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内に全ての案件が処理されており、企業結合審査が効率的に行われたものと評価できる。

また、前記5(3)のとおり、公正取引委員会は、企業結合規制の見直しにより、事前相談制度を廃止し、法定の手続において独占禁止法上の判断を行うこととしたところ、これにより、企業結合審査は、期間の延長が許容されない法定の限られた期間内に行うこととなり、企業結合審査に係るスケジュールの予見可能性は、当事会社にだけでなく、公正取引委員会にとっても高まった。また、手続対応方針においては、論点等の説明を公正取引委員会に当事会社が求めることができる旨明らかにするなど、当事会社と公正取引委員会とのコミュニケーションを充実させることとした。このように、企業結合規制の見直しにより、企業結合審査の予見可能性が高まり、コミュニケーションの充実が図られることで、企業結合審査を一層効率的に行うことができるようになったと評価することができる。例えば、「新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併」及び「ハードディスクドライブの製造販売事業者の統合」では、当事会社から適時意見書が提出され、公正取引委員会は、当事会社の求めに応じ論点等を説明することにより、法定の限られた審査期間内における当事会社と公正取引委員会のコミュニケーションが充実し、企業結合審査を効率的に行うことができたものと評価できる。

また、法学的な観点からの分析や評価が必要な案件については、法律に関する専門的知識を活用しながら企業結合審査を行うとともに、国際的な企業結合案件については、海外の競争当局との間で当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置について情報交換を行っているところ、このような専門的知識や情報は企業結合審査に活用されており、効率性の観点からも評価できる。

さらに、平成23年度の企業結合審査に要した費用^(注14)は約4億円であるところ、前記(2)ウのとおり、保護された消費者利益は約1063億円

であり、企業結合審査に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

(注14) 平成23年度における公正取引委員会予算のうち、企業結合審査業務に携わる職員（平成23年度末定員37名）の人件費及び企業結合業務に係る経費。

(4) 反映の方向性

ア 迅速かつ的確な企業結合審査の実施

企業結合規制の見直し前は、重要・大型な企業結合案件については、事前相談制度の下で、独占禁止法上の判断を求められる場合が多かったが、企業結合規制の見直しにおいて事前相談制度を廃止したことにより、重要・大型な企業結合案件であっても、期間の延長が許容されない法定の限られた審査期間内に、届け出られた企業結合案件が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを迅速に判断する必要がある。また、当該法定の審査期間内に、必要な情報の収集、分析等を行いながら、前記(1)のとおり企業結合審査を的確に行う必要もある。事業者においても、当該企業結合を実施する時機を逸しないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいると考えられる。このため、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件については、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を高めるという企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、法定の手續に基づき、引き続き、企業結合審査を迅速かつ的確に行うとともに、消費者の利益が確保されるように努める必要がある。

イ 体制強化

企業結合審査部門の体制については平成24年度も増員されているところであるが、

①経済界から、企業結合審査部門の専門性と企業結合審査の迅速性を向上させる観点から、審査体制の充実が求められている。

②また、海外競争当局との間で情報交換を行いながら企業結合審査を進める必要がある国際的企業結合案件は増加する傾向にある。

③さらに、公正取引委員会は、法曹資格者を企業結合審査部門に配置し、専門的な観点からの意見も踏まえながら企業結合審査を行っているところであるが、今後とも、法律に関する専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応していく必要がある。また、経済学に関する専門的知識及び経験を有するエコノミストを企業結合審査部門に配置し、客観的かつ理論的な分析を行う必要がある案件に適正に対応していく必要がある。

このため、今後とも、企業結合審査の質の一層の向上や、国際的企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の更なる強化を図っていく必要がある。

ウ 企業結合審査の結果に係る公表内容の充実

前記5(3)及び(6)のとおり、公正取引委員会は、企業結合規制の見直し後は、報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、企業結合審査の結果に係る公表対象を一層拡大させ、公表内容を一層充実させることとしているところ、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止する観点から、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、引き続き、企業結合審査を迅速かつ的確に行う必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 測定指標に「届出を受理した案件の法定期間内における処理状況」として、処理期間の目標を達成した案件の割合を加えるべきではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	柿崎委員
○ 企業結合審査に要した費用と保護された消費者利益を比較して、企業結合審査の効率性を評価しているが、これらのデータを提示すること自体はよいことだが、両者に必ずしも相関性がないため、これをもって、直ちに、効率性があると評価できると記載するのは、若干、違和感がある。 (意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員

平成24年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会24-②)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処						
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。						
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処(原則2か月以内)し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成23年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	206,055	199,302	221,963	224,503	224,496
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	206,055	199,302	221,963	224,503	224,496
執行額(千円, c)		202,079	196,546	208,253			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)	平成23年8月9日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は, 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ, 発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」			
	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)	平成21年6月23日		○第2章 成長力の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化 「(前略)独占禁止法, 下請法等による取締り強化等を通じて, 中小企業を総合的に支援する。」			
	規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定)	平成21年3月31日		Ⅲ 措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 (ア)独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化 ③審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施			
第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに, 一般競争入札の実施を確実に進めます。				

測定指標	申告件数(小売業(注)に係る不当廉売申告を除く。)[件]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		2,460	3,685	2,794	2,094	1,657
	事件処理件数(法的措置)[件]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		24	17	26	12	22
	事件処理件数(警告)[件]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		10	4	9	3	2
	事件処理件数(注意)(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)[件]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		88	87	69	95	138
対象事業者数(法的措置)[名]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	193	49	84	109	303	
対象事業者数(警告)[名]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	10	4	9	3	2	
小売業に係る不当廉売申告件数[件]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	4,885	9,668	8,979	8,675	7,102	
小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[件]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1,679	3,654	3,225	2,700	1,772	
課徴金額[万円]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1,129,686	2,703,642	3,607,471	7,208,706	4,425,784	
課徴金納付命令等の対象事業者数[名]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	162	87	106	156	277	

(注)小売業とは, 酒類, 石油製品, 家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

測定指標	一事業者当たりの課徴金額〔万円〕	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		6,973	31,076	34,032	46,209	15,977
	刑事告発件数〔件〕	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		1	1	0	0	0
	課徴金減免申請件数〔件〕	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		74	85	85	131	143
	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数〔件〕	実績値				
19年度		20年度	21年度	22年度	23年度	
	16	8	21	7	9	
法的措置を採った全事件の平均事件処理期間〔月〕	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	約9	約11	約12	約12	約15	
酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間(月)	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	3.4	2.4	2.2	2.1	
年度ごとの目標値	—	2	2	2	2	
日刊新聞の報道量〔行〕(注)	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	17,188	21,237	20,673	22,256	
法的措置によって保護された消費者利益額〔億円〕	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	約754	約4,079	約1,204	約1,790	約2,793	

(注)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における事案の処理においては、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は約2.1か月となっており、目標はおおむね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ、有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>法的措置を採った事件の処理期間については、発注者である多数の自動車メーカーごとに違反行為が行われ、更に海外の競争当局と情報交換をしつつ事案の解明を行った自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の違反事件や、法改正によって新たに課徴金を課すこととなった優越的地位の濫用事件を処理するなど、その性質上調査に相当の時間を要する事案やこれまでにない事案に取り組んだことによって平均15か月程度となっており、今後、より迅速な事件処理を行うため、独占禁止法違反行為へのリソース(人員・予算)の有効活用を行い、職員の審査能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うとともに、審査体制を整備・強化する必要がある。</p> <p>また、小売業に係る不当廉売の申告は、平成20年度に大幅に増加して以降、平成23年度も同水準の件数であることから、不当廉売の申告に対して、引き続き、迅速かつ的確に対処するために、より一層、執行力を強化する必要がある。</p> <p>さらに、平成23年度は刑事告発事案はなかったが、犯則手続に基づいて調査を行った事案が1件あるところ、刑事告発相当事案を積極的に発掘するために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	・法的措置を採った22件に係る平均事件処理期間が前年度と比べて長期化しているが、各事件の処理期間が長期化しているのか、それとも一部の事件の処理期間が長期化しているのか。「反映の方向性」にその理由を記載すべきではないか。(柿崎委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成23年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成24年6月6日 上記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	審査局管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 粕淵 功	政策評価実施時期	平成24年4～7月
-------	----------	--------	-------------	----------	-----------

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに，酒類，石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処（原則2か月以内）し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（平成23年度）

3. 評価の実施時期

平成24年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であったか（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 事件処理の概況

ア 平成23年度の事件処理^(注1)の状況（不当廉売事件で迅速処理^(注2)により注意したものを除く。）は，表1のとおりであり，事件処理件数の総数は171件（前年度比20.4%増）であった。このうち，法的措置^(注3)は22件（同83.3%増），警告^(注4)は2件（同33.3%減），注意^(注5)は138件（同45.3%増）であった。

法的措置の対象事業者数は，平成22年度が109名であったのに対して平成23年度は303名となり，法的措置件数の1件当たりの対象事業者数も平成22年度が9.1名であったのに対して平成23年度は13.8名となった。

- (注1) 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合（以下「打ち切り」という。）もあり、措置と打ち切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。
- (注2) 申告（独占禁止法第45条第1項に基づく事実の報告）のあった小売業に係る不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。
- (注3) 「法的措置」とは、独占禁止法に違反する行為が認められた場合に、当該違反行為を排除するために必要な措置を命じる排除措置命令及び課徴金の対象となる独占禁止法違反行為について課徴金を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令である。1つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。
- (注4) 「警告」とは、法的措置を採るに足る証拠が得られないが、独占禁止法の規定に違反する疑いがある場合に行う措置をいう。
- (注5) 「注意」とは、独占禁止法の規定に違反する行為の存在を疑うに足る証拠は得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置をいう。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)
(単位：件、名)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事件処理件数	142	123(▲13.4%)	130(5.7%)	142(9.2%)	171(20.4%)
法的措置	24	17(▲29.2%)	26(52.9%)	12(▲53.8%)	22(83.3%)
警告	10	4(▲60.0%)	9(125.0%)	3(▲66.7%)	2(▲33.3%)
注意	88	87(▲1.1%)	69(▲20.7%)	95(37.7%)	138(45.3%)
打ち切り	20	15(▲25.0%)	26(73.3%)	32(23.1%)	9(▲71.9%)
対象事業者等の数	203	53(▲73.9%)	93(75.5%)	112(20.4%)	305(172.3%)
法的措置	193	49(▲74.6%)	84(71.4%)	109(29.8%)	303(178.0%)
警告	10	4(▲60.0%)	9(125.0%)	3(▲66.7%)	2(▲33.3%)

(注) () 内は対前年度増加率(%)である。

イ 平成23年度に処理した事件を行為類型別にみると表2及び表3のとおりであり、エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件、VVFケーブルの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件など5件の価格カルテル事件について法的措置を採った。また、発注者職員による入札談合等関与行為が認められた茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札談合事件など12件の入札談合事件について法的措置を採った。

なお、自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の違反事件については、海外競争当局との間で必要な情報交換を行いながら審査を進めた。

ウ 不公正な取引方法に係る事件のうち、優越的地位の濫用行為として、スーパーマーケット、子供・ベビー用品全般を専門的に取り扱う大手小売業者及び家電製品等の大手小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について3件の法的措置を採った(平成21年独占禁止法改正法により課徴金納付命令も行った。)ほか、52件の注意を行った(表2、表3)。

なお、優越的地位の濫用は、平成21年独占禁止法改正法により新たに課徴金の対象とされたところ、前記3事件のうち、スーパーマーケットによる納入業者に対する

優越的地位の濫用事件で初めて課徴金が課され、同事件以外の2事件でも課徴金が課された（前記3事件の課徴金額は総額で46億3920万円）。

また、不当廉売として、酒類小売業者に対して1件の警告を行ったほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における不当廉売事件として、1,772件の注意を行った（表4）。

エ IT分野における不公正な取引方法に係る事件として、携帯電話向けソーシャルネットワークキングサービス事業者による取引妨害事件について法的措置を採った。

オ 流通分野における不公正な取引方法に係る事件として、シューズ、スポーツ用品等の輸入業、販売業などを営む者による再販売価格の拘束事件について法的措置を採った。

表2 違反被疑行為類型別内訳（不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。）
（単位：件）

内容	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	4	2.8%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
カルテル等	価格カルテル(注1)	20	14.1%	32	26.0%	9	7.0%	14	9.9%	9	5.3%
	入札談合	16	11.3%	5	4.1%	17	13.3%	4	2.8%	12	7.0%
	その他のカルテル(注2)	0	0.0%	1	0.1%	3	2.3%	1	0.7%	2	1.2%
	小 計	36	25.4%	38	30.9%	29	22.3%	19	13.4%	23	13.5%
不公正な取引方法(注3)	82	57.7%	72	58.5%	94	72.3%	119	83.8%	135	78.9%	
そ の 他(注4)	20	14.1%	12	9.8%	7	5.4%	4	2.8%	13	7.6%	
合 計	142	100%	123	100%	130	100%	142	100%	171	100%	

（注1）価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2）「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3）独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

（注4）「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳

(単位:件)

内容	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
カ ル テ ル 等	価格カルテル(注1)	6	25.0%	8	47.1%	5	19.2%	6	50.0%	5	22.7%
	入札談合	14	58.3%	2	11.8%	17	65.4%	4	33.3%	12	54.5%
	その他のカルテル(注2)	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	20	83.3%	11	64.7%	22	84.6%	10	83.3%	17	77.3%
不正な取引方法(注3)	3	12.5%	5	29.4%	4	15.4%	2	16.7%	5	22.7%	
そ の 他(注4)	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
合 計	24	100%	17	100%	26	100%	12	100%	22	100%	

(注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

(注2) 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不正な取引方法に分類している。

(注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

カ 平成23年度における小売業に係る不当廉売申告件数は7,102件であった。これは、平成22年度よりも18.1%減少しているものの、平成19年度が4,885件であったところ、平成20年度以降、引き続き、当該申告件数は高い水準で推移しているといえる。また、平成23年度における小売業に係る不当廉売事件の迅速処理による注意件数については、1,772件となり、平成22年度よりも34.4%減少している。

表4-1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事件の迅速処理(注意)の状況

(単位:件)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小売業に係る不当廉売申告件数	4,885	9,668 (97.9%)	8,979 (▲7.1%)	8,675 (▲3.4%)	7,102 (▲18.1%)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	1,679	3,654 (117.6%)	3,225 (▲11.7%)	2,700 (▲16.3)	1,772 (▲34.4)

(注1) ()内は対前年度増加率(%)である。

(注2) 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表4-2 不当廉売事件の迅速処理(注意)の内訳

(単位:件)

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	1,138	444	142	48	1,772

(2) 課徴金納付命令の状況

課徴金額等の推移は、表5のとおりである。

平成23年度においては、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法(以

下「旧法」という。)及び平成21年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づき、延べ277名の事業者に対して、総額442億5784万円の課徴金納付命令を行った。これは、課徴金額としては平成22年度に次ぎ、過去2番目に多い額であり、当該年度に排除措置命令等を行った事件に係る課徴金額のみに限定して比べた場合は過去最高額となる(平成22年度については、過年度に旧法に基づいて命じた課徴金納付命令に係る審決が当該年度に行われたことに伴い、課徴金納付命令が執行された課徴金額が含まれていた。)

また、一事業者当たりの課徴金額は1億5977万円となっている。

表5 課徴金額等の推移 (単位：名，万円)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
課徴金額 (万円)	1,129,686	2,703,642	3,607,471	7,208,706	4,425,784
対象事業者数 (名)	162	87	106	156	277
一事業者当たりの課徴金額 (万円)	6,973	31,076	34,032	46,209	15,977

(注)平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命じる審決に係るものを含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

(3) 刑事告発の状況

平成23年度においては、刑事告発事案はなかった。

表6 刑事告発件数 (単位：件，名)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
告発件数	1	1	0	0	0
対象事業者数	4 (11)	3 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注)対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

(4) 申告及び課徴金減免申請の状況

平成23年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数(小売業に係る不当廉売申告を除く。)は1,657件であり、前年度に比較して約20.9%減少している。寄せられた申告については、情報として整理・蓄積するとともに、その中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な処理を行うことにより、審査事件の端緒につなげている。

表7-1 申告件数の推移 (小売業に係る不当廉売申告を除く。) (単位：件)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
申告件数	2,460	3,685(49.8%)	2,794(▲24.2%)	2,094(▲25.1%)	1,657(▲20.9%)

また、平成23年度における課徴金減免申請の件数は143件であり、平成18年の制度

導入以来、最も多くなっている。平成 23 年度に法的措置を採ったカルテル・入札談合事件 17 件のうち、9 件について当該制度が適用されたことが公表されている。

表 7-2 課徴金減免申請件数等の推移 (単位：件、名)

年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
申請件数	74	85	85	131	143
入札談合・価格カルテル等の法的措置件数	20	11	22	10	17
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	16	8	21	7	9
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数	37	21	50	10	27

(5) 入札談合等関与行為防止法の適用状況

公正取引委員会は、入札談合事件について調査した結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときは、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。

平成23年度においては、茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札談合事件において、茨城県の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから、茨城県知事に対して改善措置要求を行った。

(6) 違反事件の処理期間の状況

平成 23 年度において法的措置を採った全事件の平均事件処理期間は約 15 か月となっている。これは、平成 22 年度から 3 か月間長期化している。

表 8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間 (単位：月)

年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
平均事件処理期間	約 9 か月	約 11 か月	約 12 か月	約 12 か月	約 15 か月

また、不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品（以下「3 品目」という。）の小売業における事件の処理においては、申告のあった事件に関して全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則 2 か月以内としているところ、3 品目に係る不当廉売事件について、平均処理期間は約 2.1 か月であった。

6. 評価

(1) 必要性

ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるように

するためには、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合）、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確な運用が必要不可欠である。

公正取引委員会においては、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、①国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合、②中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価、③IT・公益事業分野及び知的財産分野における新規参入阻害行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ 小売業における不当廉売事件の処理

酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及ぶ可能性があることから、その前に迅速な処理を行うことが極めて重要である。他方、大規模な小売業者による廉売又は繰り返し行われている廉売であって周辺の小売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事件については厳正に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア 法的措置等の状況

(ア) 事件処理の状況

独占禁止法違反事件の中でも、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるカルテル・入札談合事件に対する厳正な処理に努めたところ、17件のカルテル・入札談合事件（価格カルテル事件5件（エアセパレートガスに係る事件、VVケーブルに係る事件等）及び入札談合事件12件（山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件等））に対して法的措置を採った。また、茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事に係る入札談合事件においては、発注者職員による入札談合等関与行為が認められたため、茨城県知事に対して改善要求を行っており、発注者が入札談合等の行為に関与する事案に対しても厳正に対処している。

なお、自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品に係る事件については、平成22年4月に国際カルテル担当の上席審査専門官を設置後、初めて措置を採った事件であり、米国司法省、欧州委員会等の海外競争当局と情報交換を行いながら対処をした。

さらに、中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理に努めたところ、優越的地位の濫用行為に係る事件として、スーパーマーケットなど3事業者に対して法的措置（平成21年独占禁止法改正により課徴金納付命令も行った。）を採ったほか、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を審査局内に設置し、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・

早期是正に努めたことなどにより、52 件の注意を行った。そして、不当廉売として、酒類小売業者に対して 1 件の警告を行ったほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における不当廉売事件について 1,772 件の注意を行い、差別対価として、事業者団体に対して 1 件の警告を行った。

また、平成 13 年 4 月、IT・公益事業タスクフォースを設置して、IT 分野における事件に対する厳正な処理に努めているところ、携帯電話向けソーシャルネットワークワーキングサービス事業者による取引妨害事件に対して法的措置を採った。

このほかにも、平成 23 年度においては、シューズ、スポーツ用品等の輸入業、販売業などを営む者に対して法的措置を採っている。この事件は、消費者にとって身近な商品であるシューズ、スポーツ用品等の輸入業、販売業などを営む者が、取引先小売業者に対してシューズの販売価格を拘束することによって、取引先小売業者間の価格競争が回避されていたものであったが、当該法的措置によって、シューズに係る消費者向け販売価格の競争が阻害される状態が解消された。

(イ) 課徴金納付命令の状況

平成 23 年度における課徴金納付命令の状況は、表 5 のとおりである。課徴金額は、過去最高額であった平成 22 年度に次ぐ第 2 位の額であり、引き続き高水準となっている。

(ウ) 3 品目の不当廉売事件の処理期間

3 品目の不当廉売事件の処理においては、目標処理期間を原則 2 か月以内としているところ、平均処理期間は約 2.1 か月であり、必ずしも全ての案件について 2 か月以内に処理することはできなかった。

一方、処理期間が 2 か月を超えた事案がある要因としては、3 品目の不当廉売に係る申告件数が、平成 19 年度の 4,885 件から平成 20 年度以降大幅に増加し、平成 23 年度においても 7,102 件と依然として大量の申告を受け付けたところ、このような大量の申告の処理に時間を要したことが挙げられるが、おおむね目標は達成されている。

イ 刑事告発の状況

平成 23 年度においては、刑事告発事案は 1 件もなかったが、犯則手続に基づいて調査を行っている事案が 1 件ある。国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、引き続き、刑事告発を積極的に行う必要があることから、刑事告発相当事案を積極的に発掘する必要がある。

ウ 社会的認知度

平成 23 年度に措置を採り、当該措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、表 9 のとおり、全体の報道量については直近 4 年間で最

高であった。

このように、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して措置を採り、当該措置内容等を公表することによって、独占禁止法違反行為や措置の内容が広く社会に認知され、その結果、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与すると考えられる。

表9 日刊新聞の報道量

(単位：行)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量
告発	6,283	3,142	—	—	—	—	—	—
法的措置	9,804	654	20,452	2,045	19,061	2,383	21,415	1,530
警告	575	288	785	393	1,612	537	841	421
注意	439	439	—	—	—	—	—	—
打切り	87	29	—	—	—	—	—	—

(注1) 当委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。

(注2) 新聞の1段は約70行である。

(注3) 平成21年度以降、刑事告発事件はなく、また、注意及び打切りについては公表事件がなかった。

エ 法的措置によって保護された消費者利益

違反行為が排除されたことによって、消費者が価格引上げ等によって失ったであろう利益を回復できたと考えられる。

当該消費者利益の量として、平成23年度にカルテル・入札談合に対して法的措置を採った各事件について、法的措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における製品又は役務について10%の価格引上げが5年間継続して行われることとなったと仮定すると、公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、少なくとも2,793億円に相当する消費者利益が保護されたと推定^(注)できる。

(注) 公正取引委員会では、平成18年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表している。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表10 法的措置によって保護された消費者利益の推移

(単位：億円、件)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保護された消費者利益	約754	約4,079	約1,204	約1,790	約2,793
測定対象とした法的措置件数	20	10	22	10	17

オ まとめ

本件取組は、多様な行為類型の事件、国民生活に密接な関連を有する分野の事件、消費者に身近な商品の事件等について法的措置を採ったこと、課徴金額が過去最高額であった平成22年度に次ぐ第2位の額であること、独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されたこと、少なくとも2793億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどを踏まえれば、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処していると評価できる。ただし、3品目の不当廉売事件の処理においては、平均処理期間が約2.1か月となっており、処理期間が2か月を超える事案もあることから、不当廉売事件の処理について、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

(3) 効率性

ア 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて申請を行うものであり、申請を足掛かりとして違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられる。

平成23年度に法的措置を採った事件のうちカルテル・入札談合事件は17件であったところ、このうち少なくとも9件について当該制度が適用されている。

イ 違反事件処理によって保護された消費者利益

平成23年度におけるすべての措置（カルテル・入札談合以外の違反行為に係る法的措置、警告等を含む。）に要した費用^(注)は約45億円であるところ、前記(2)エのとおり約2793億円の消費者利益の保護を達成している。

(注)平成23年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員（非常勤職員を含む。）の人件費及び審査業務に係る経費。

ウ 法的措置を採った事件の処理期間

平成23年度において法的措置を採った事件の平均事件処理期間は約15か月となっており、平成22年度から3か月増加している。

平成23年度は、発注者である多数の自動車メーカーごとに入札談合が行われ、更に海外の競争当局と情報交換をしつつ事案の解明を行った自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の違反事件や、法改正によって新たに課徴金を課すこととなった優越的地位の濫用事件を処理するなど、その性質上調査に相当の時間を要する事案やこれまでになかった事案に取り組んだ結果であると考えられる。

エ 前記ア～ウの状況から、本件取組については、一定の効率性が認められると評価できるが、法的措置を採った事件の処理期間については、適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ、今後、より一層の短縮が必要である。

(4) 反映の方向性

ア 効率的な事件処理の推進

平成23年度において法的措置を採った事件の平均処理期間は15か月程度であった。平成22年度より平均処理期間が3か月増加した理由は、発注者である多数の自動車メーカーごとに違反行為が行われ、更に海外の競争当局と情報交換をしつつ事案の解明を行った自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の違反事件や、法改正によって新たに課徴金を課すこととなった優越的地位の濫用事件を処理するなど、その性質上調査に相当の時間を要する事案やこれまでにない事案に取り組んだことによるものであった。しかし、今後、こうした案件の増加も予想される。したがって、これまでも、より迅速な事件処理を行うため、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為へのリソース(人員・予算)の有効活用を行い、また、審査担当職員を増員すると同時に職員のノウハウの共有を進めることにより、職員の審査能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うようにしてきたが、今後もこれらの施策を進めることにより、引き続き効率的・効果的な審査体制の整備・強化を行っていく必要がある。

イ 不当廉売に対する執行力の強化

平成23年度においては、8,759件の申告が寄せられ、このうち、小売業における不当廉売事件に関する申告については7,102件、それ以外の事件に関する申告については1,657件となっている。不当廉売事件のうち、特に小売業に関するものについては、平成19年度が4,885件であったところ、平成20年度に大幅に増加し、平成23年度も引き続き高い水準の件数であることから、小売業に係る不当廉売事件の処理に対しては、そのニーズが高いといえる。また、平均処理期間は約2.1か月であり、おおむね目標は達成されているものの、事案の中には、処理期間が2か月を超えたものもある。公正取引委員会は、これらの申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処することが求められている。平成23年度に不当廉売事件担当の定員を4名増加させたり、不当廉売対策関係に係る予算を7.8%増加させるなど審査体制の強化を図っているものの、昨今の不当廉売事件に関する申告の水準は、これまで進められてきた審査体制の強化を上回っており、高水準で推移する不当廉売の申告に対して引き続き迅速かつ的確に対処するためには、より一層の執行力の強化が必要である。

ウ 刑事告発相当事案への対応

国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、刑事告発相当事案を積極的に発掘する必要があるところ、かかる発掘のために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、効率的な事件処理の推進、不当廉売に対する執行力の強化及び刑事告発相当事案への対応が課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 法的措置を採った22件に係る平均事件処理期間が前年度と比べて長期化しているが、各事件の処理期間が長期化しているのか、それとも一部の事件の処理期間が長期化しているのか。「反映の方向性」にその理由を記載すべきではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)</p>	柿崎委員
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

平成24年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会24-③)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化						
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。						
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応(相談事例の公表については年間10件以上を目途)、取引実態調査の実施公表(年間2件以上を目途)を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。(平成23年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	16,818	13,121	8,467	8,692	8,765
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	16,818	13,121	8,467	8,692	8,765
執行額(千円, c)	14,163	12,461	10,017				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(抜粋)		

測定指標	不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[件]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	21	8	7
	不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[名]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	約490	約410	約280
	事業者等からの相談件数[件]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		1,780	1,920	1,703	1,700	1,497
	相談事例の公表件数[件]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		7	13	9	12	11
	年度ごとの目標値	-	-	-	10	10
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数	実績値				
19年度		20年度	21年度	22年度	23年度	
	-	-	-	39,512	34,288	
取引実態調査結果の公表件数[件]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1	2	1	1	1	
年度ごとの目標値	-	-	-	2	2	
取引実態調査の実施期間(月/件)	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	6	11	4	5	3	
取引実態調査の所要人数(名/件)	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	4	4	5	4	4	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>相談事例の公表については、11件を公表しており、目標を達成している。</p> <p>取引実態調査については、東日本大震災等の影響に鑑み、平成23年度当初から着手予定であった新規実態調査(平成24年5月に公表した「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査」)の着手を半年程度見合わせざるを得なかったこと等により、公表は1件だけであり、目標を達成できなかった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表については、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、その実施方法等について、次のとおり改善点が挙げられる。</p> <p>不当廉売ガイドラインについては、おおむね普及・啓発が図られたことから、今後は、不当廉売ガイドライン以外の既存のガイドラインについても、事業者等からの要望に応じて積極的に説明会を開催するとともに、説明会の開催に偏ることなく、方法の多様性を図る。</p> <p>相談対応については、平成23年度の政策評価結果を踏まえて、相談に来た事業者等に対して参考となる事例が掲載された相談事例集を紹介してきたところ、相談事例集が広く多数の事業者等に認知されてきていると考えられる。これにより事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られたと評価できることから、引き続き、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介するなどの取組を積極的に進める。</p> <p>取引実態調査については、年間2件以上の実施公表を目指して、引き続き、広く情報収集を行うなどして、社会的ニーズ、取引慣行等の改善の必要性を把握するとともに、フォローアップ調査の必要性についての検討等を行い、調査対象業種・分野の適切かつ迅速な選定に努める必要がある。さらに、取引慣行等の改善の実効効果をより高めるため、引き続き、説明会の実施、業界専門紙への積極的な情報提供等、調査結果についての効率的で有効な周知活動を実施する必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・「ガイドラインの普及・啓発を進めるに当たり、説明会の開催に偏ることなく、方法の多様性を図る」とあるが、具体的にどのような方法を考えているのか。(小西委員)</p> <p>(今後、具体的に検討するが、例えば、他の行政機関と連携してガイドラインの周知を行う機会を増やすことを検討している旨を回答した。)</p> <p>・事業者からの相談件数について、相談内容の傾向は把握しているのか。把握しているのであれば、評価書資料に記載することが適当ではないか。(田辺委員)</p> <p>(意見を踏まえて修正を行った。)</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名	取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 内野 雅美 相談指導室長 西川 康一	政策評価実施時期	平成24年4月～7月
-------	----------------------------------	--------	---------------------------------------------	----------	------------

実績評価書資料

担当課 取引企画課・取引調査室・相談指導室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等
取引慣行等の適正化

【具体的内容】

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応（相談事例の公表については年間10件以上を目途）、取引実態調査の実施公表（年間2件以上を目途）を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。（平成23年度）

3. 評価の実施時期

平成24年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会では、独占禁止法の考え方を明確化するために各種ガイドラインを整備しており、ガイドラインの説明会を開催したり事業者等が主催する講演において講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

近年では、平成21年12月に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（以下「不当廉売ガイドライン」という。）を改定・公表し、その直後から不当廉売ガイドラインの普及・啓発のために全国各地で集中的に説明会を開催したことにより、おおむね普及・啓発が図られたものと思われ、平成23年度においては事業者等から説明会の開催の要望を受けることはなかった。そのため、平成23年度においては、より効率的に不当廉売ガイドラインの一層の定着を図るべく

- ・ 事業者団体の各都道府県支部が一堂に会する会合
- ・ 省庁の各地方支分部局の職員が一堂に会する研修会

といった多数の関係者が一堂に会する会合等に対象を絞って公取委の職員が出席し、不当廉売ガイドラインの説明を行うことにより、効率良く全国を対象にした不当廉売ガイドラインの普及・啓発を図ることができた。

また、平成23年度においては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（流通・取引慣行ガイドライン）の改定を検討するため調査を行ったが、同年度中の改定・公表には至らなかった。流通・取引慣行ガイドラインを改定・公表した際には、積極的に説明会を開催するなど、流通・取引慣行ガイドラインの普及・啓発に積極的に取り組むこととしている。

(2) 事業者等からの相談への対応

ア 相談対応の概要等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、実施しようと検討している具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務総局の本局（東京に所在。以下「本局」という。）のほか、全国各地の地方事務所及び支所計7か所に設けており、当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において告知している。

平成19年度以降の事業者等からの相談件数の推移は表1のとおりである。

表1 事業者等からの相談件数 (単位:件)

相談者	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業者	1,347	1,501	1,351	1,402	1,197
流通取引に関する相談	1,043	1,165	1,038	1,081	840
技術取引に関する相談	87	73	66	50	42
共同研究開発に関する相談	14	16	24	18	23
共同行為に関する相談	93	150	112	90	134
その他	110	97	111	163	158
団体	433	419	352	298	300
合計	1,780	1,920	1,703	1,700	1,497

イ 相談事例の公表件数

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として取りまとめ、毎年度公表している。

平成19年度以降の相談事例の公表件数の推移は表2のとおりである。

表2 相談事例の公表件数 (単位:件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
公表件数	7	13	9	12	11

(3) 取引実態調査の実施

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、調査対象となった業界の取引慣行の問題点等、当該調査結果を公表するとともに、当該調査実施後の取引の改善状況についてフォローアップ調査を実施し、当該調査結果についても公表している(これらの調査をまとめて、以下「取引実態調査」という。)

ア 取引実態調査の公表件数

平成19年度以降の取引実態調査結果の公表件数の推移は表3のとおりである。

表3 取引実態調査結果の公表件数 (単位: 件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
公表件数	1	2	1	1	1

平成23年度においては、「金融機関と企業との取引慣行に関する調査—平成23年フォローアップ調査—」(以下「金融フォローアップ調査」という。)の結果を公表した。

金融機関と借り手企業との取引については、過去2回実態調査を行ってその結果を公表するとともに(「平成13年調査」及び「平成18年調査」)、同取引について引き続き監視し、優越的地位の濫用に該当するような事案に接した場合には、独占禁止法に基づき厳正に対処していく旨明らかにしてきている。平成18年調査から4年以上経過し、その間、リーマンショックや円高の進行といった経済情勢が変化する中で、同取引がどのような実態にあるかを検証するため、フォローアップ調査を実施したものである。

金融フォローアップ調査の結果は、報告書として取りまとめ、平成23年6月15日に公表するとともに、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した。また、調査結果を踏まえ、金融機関の団体に対して、金融機関が留意すべき事項の指摘を行い、傘下金融機関への調査結果の周知徹底を要請するとともに、調査対象金融機関に報告書を送付し、借り手企業との取引の適正化に向けた自主的な取組を要請した。

イ 取引実態調査の実施期間及び所要人数

平成19年度以降に調査結果を公表した取引実態調査の1件当たりの実施期間及び所要人数は表4のとおりであり、平成23年度の金融フォローアップ調査の実施期間は3か月、所要人数は4名であった。

表4 取引実態調査の実施期間及び所要人数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施期間	6か月	11か月	4か月	5か月	3か月
所要人数	4名	4名	5名	4名	4名

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテルなどの不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。一方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応とともに、未然防止を図ることも重要である。

公正取引委員会では、①独占禁止法上の考え方を示した各種ガイドラインの普及・啓発、②事業者等からの個別相談への対応及び当該相談事例の公表、③事業活動の実態調査及び当該調査の結果、競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等が見られた場合には当該取引慣行等の指摘・公表を行っている。これらの取組は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止し、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことに資することから、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要な取組であると評価できる。

(2) 有効性

ア ガイドラインの普及・啓発

不当廉売ガイドラインの普及・啓発活動の実施により、どの程度違反行為の未然防止が図られているかという観点から、小売業に係る不当廉売の申告件数及び不当廉売事件の注意件数（以下「申告・注意件数」という。）の推移をみると、表5のとおり、不当廉売ガイドラインが公表された平成21年度以降、申告・注意件数は一定程度減少した傾向が見受けられる。

表5 申告・注意件数の推移 (単位：件)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度
小売業に係る不当廉売の申告件数	9,668	8,979	8,675	7,102
小売業に係る不当廉売事件における注意件数 ^(注)	3,654	3,225	2,700	1,772

(注) 迅速処理による注意件数

このように、申告・注意件数が一定程度減少している理由には様々な要因が考えられるが、平成21年度は不当廉売ガイドラインを改定・公表

し、平成22年度は公取委の職員が全国に赴いて説明会の開催や講師の派遣等を行い、平成23年度は全国から多数の関係者が一堂に会する会合に対象を絞って集中的に不当廉売ガイドラインの説明を行うといった、不当廉売ガイドラインの定着状況に応じた普及・啓発の方法に適宜切り替えたことで、より効果的に不当廉売ガイドラインの一層の定着が図られ、もって事業者等の予見可能性が一層向上し、不当廉売につながるおそれがある行為が減少していることも理由の一つとして挙げられると考えられる。

そのため、不当廉売ガイドラインの普及・啓発への取組は、小売業における取引の適正化に一定の成果を上げることができたと考えられる。

イ 事業者等からの相談への対応

公正取引委員会では、事業者等からの具体的な事業活動に係る相談に対し、独占禁止法に関する専門的な知見を生かして、当該相談に係る具体的な事業活動が独占禁止法上問題がないかどうかを迅速に回答しており（平成23年度に受け付けた相談（1,497件）のうち本局において受け付けたもの（755件）の92.3%（平成22年度においては88.5%）の事案について、相談を受け付けた日から7日間以内に回答している。）、当該事業者等が公正取引委員会からの回答に基づいて事業活動を行うことによって、独占禁止法違反行為が未然に防止されていると考えられる。

近年、事業者等からの相談件数は、毎年度1,500件から1,900件程度で推移しており、事業者等は、具体的な事業活動を計画した際に、公正取引委員会への相談を積極的に利用している状況にあるといえる。

事業者等からの相談事例の公表件数は、年間10件以上とすることを目途としているところ、平成23年度には、平成22年度の主要な相談事例11件を掲載した「独占禁止法に関する相談事例集（平成22年度）」を平成23年6月に公表している。

平成23年6月に公表した相談事例集では、小売業者を会員とする団体が、会員が顧客に特定商品の販売の際に付与するポイントの点数を一定程度以下とするよう要請する事例など、新規性のある事例が含まれているところ、新規性のある事例を含む最新の相談事例を公表することによって、相談事例集は、各種ガイドラインを補って、事業者等の独占禁止法に対する理解を促す効果があるものと考えられる。

さらに、公表した相談事例は公正取引委員会ウェブサイトにも掲載されているところ、平成23年度のアクセス数は34,288件（各相談事例集〔平成13年以降に公表した相談事例集〕への平成23年4月～平成24年3月の

アクセス数合計。このうち平成23年6月に掲載された最新の相談事例集には10,482件と、平成22年度における同年7月に掲載された相談事例集へのアクセス数(3,426件)の約3倍であった。)と多数に上っている。

このほか、平成23年度においては、全日本空輸株式会社から「事業者等の活動に係る事前相談制度」を利用した相談が寄せられ、回答内容を公表したところである。

このように、多数の事業者等が具体的な事業活動計画について公正取引委員会に相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られると評価できる。

ウ 取引実態調査の実施

(7) 取引実態調査の実施公表

取引実態調査の実施公表件数については、年間2件以上を目途としているところ、平成23年度の公表は、金融フォローアップ調査1件のみであった。

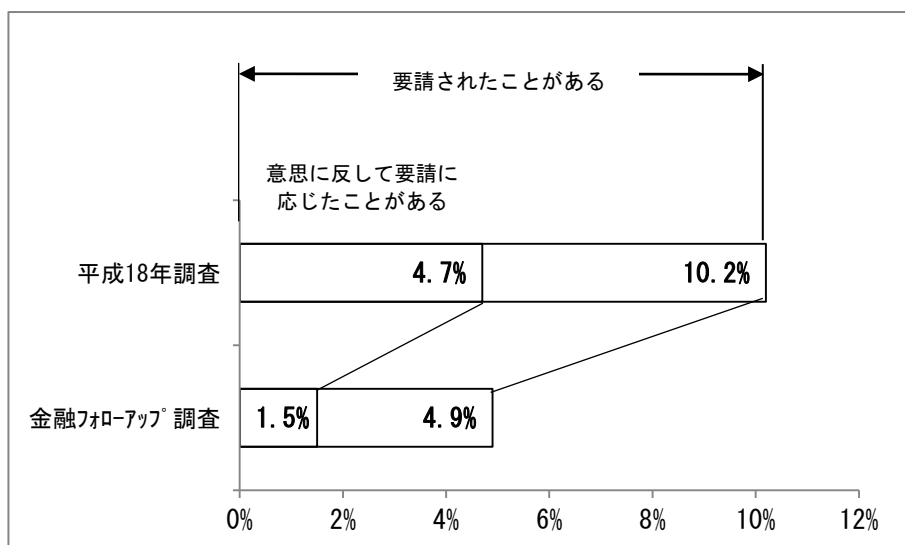
取引実態調査の実施公表件数について、年間2件以上を目途とすることとしたのは、取引実態調査を担当する取引調査室の職員数(平成23年度定員6名)、取引実態調査に要する業務量、これまでの公表件数の実績、他の業務の状況を勘案したものである。

平成23年度の公表が1件だったのは、東日本大震災等の影響に鑑み、平成23年度当初から着手予定であった新規実態調査(平成24年5月に公表した「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査」)の着手を半年程度見合わせざるを得なかったこと等によるものである。

(4) 取引実態調査の効果

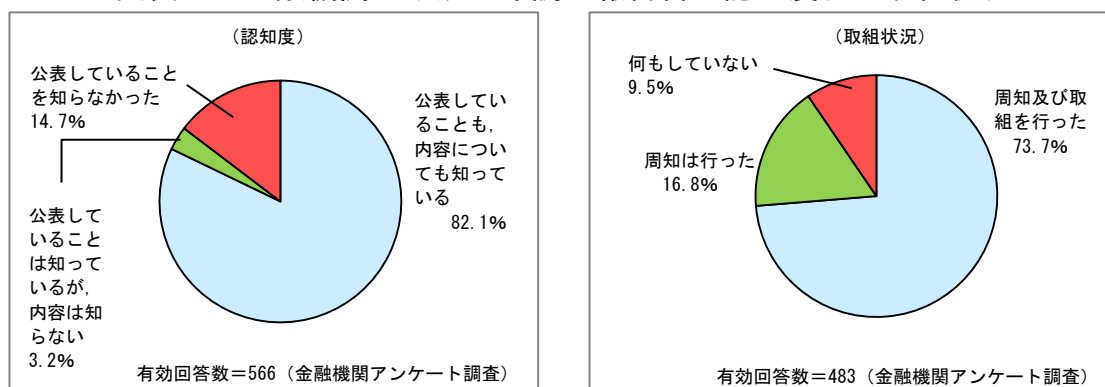
金融フォローアップ調査によれば、金融機関から各種要請を受けたことがあるという借り手企業の回答の割合が平成18年調査の10.2%から4.9%に半減しているほか、金融機関から要請を受け、自らの意思に反して応じたとする借り手企業の割合も平成18年調査の4.7%から1.5%と約3分の1に減少しており、経済情勢の変化にもかかわらず、全体として、取引実態は改善の方向にあると考えられる。

＜図表1 要請されたことがある・要請に対し自らの意思に反して応じたとする借り手企業の割合＞



また、金融機関の85.3%は、平成18年調査の報告書が公表されていることを知っていると回答し、そのうち90.5%の金融機関では同報告書に関する社内への（又は職員への）周知又は取組を行っていると回答しており、金融機関において、独占禁止法関係のコンプライアンスの取組が進んだものと考えられる。

＜図表2 金融機関の平成18年調査報告書の認知度及び取組状況＞



一方で、①金融機関からの各種要請を「断りにくく感じる」という借り手企業の回答の割合は27.2%であり、平成18年調査に比べて大きな減少はみられなかったこと、②融資取引先が「変わっていない」と回答した借り手企業の割合が71.8%であるなど借り手企業による取引先の変更が容易な状況にあるとはいえ、依然として独占禁止法上の

問題が生じないよう注意を要する状況であった。このため、金融機関に対し、借り手企業が要請を断りづらい立場にあることを十分考慮し、各種要請を行うに当たっては、今後の融資等に関し不利な取扱いをされると受け取られないような形で慎重に行う必要があるなどの指摘を行った。

また、金融フォローアップ調査報告書の公表後、前記5(3)アのとおり、関係事業者等に当該報告書の内容の周知を図り、コンプライアンスに関する一層の取組を促した。さらに、公正取引委員会ウェブサイト金融フォローアップ調査報告書を掲載したところ、平成23年6月から平成24年3月までの10か月間のアクセス数は、報告書（概要版）が4,116件、報告書（本体）が2,495件と多数に上っている。

以上のとおり、金融フォローアップ調査の結果、平成18年調査の実施公表が金融機関と企業との取引慣行に関する問題点を一定程度改善させる効果があったことが明らかになり、また、金融フォローアップ調査の結果が金融業界の関係者等に広く認知されたものと考えられることから、金融フォローアップ調査において指摘した点についても、今後改善される効果が期待できるものと考えられる。

(ウ) まとめ

以上のことから、取引実態調査は、取引慣行等の適正化を促す効果があると評価できる。ただし、平成23年度の実施・公表件数は1件のみであり、これは、東日本大震災等の影響に配慮し、やむを得なかったという面もあるものの、取引慣行等の適正化という目標に対して十分なものとは評価できない。

(3) 効率性

ア 不当廉売ガイドラインの普及・啓発

不当廉売ガイドラインの普及・啓発は、事業者等にとって、ルールの明確化及び予見可能性の向上に資することから、独占禁止法違反行為の未然防止が図られることとなり、取引慣行等の適正化を効率的に実現する効果を有する。

不当廉売ガイドラインを改定・公表した直後の約1年間は、集中的に全国各地で説明会を開催し、説明会の開催が一巡し事業者等から説明会の開催の要望が減少した傾向に鑑み、全国から多数の関係者が一堂に会する会合に対象を絞って集中的に不当廉売ガイドラインの説明を行う周知方法に切り替えた上で、他のガイドラインの改定検討に人的資源の投

入を徐々にシフトするなど、不当廉売ガイドラインの一層の定着に向けて、より効率的な周知方法を適宜採用した。

また、前記(2)ア記載のとおり、申告・注意件数が一定程度減少しており、独占禁止法違反行為の未然防止につながっている状況がうかがえる。

以上のことから、ある程度効率的に不当廉売ガイドラインの内容の周知が図られているとともに、不当廉売ガイドラインの普及・啓発によって、事件処理に要するコスト削減に寄与していると評価できる。

イ 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応及び相談事例の公表に係る業務については、本局において、職員6人が従事している。このほか、地方事務所及び支所においては、相談対応を専門に担当する部署は存在しないが、地方事務所及び支所の総務課及び経済取引指導官の合計17人が他の業務との兼務で相談対応に従事している。

このように少人数の体制で、日々、事業者等から寄せられる多数の相談に対応し、相談事例を取りまとめ公表を行っているところ、公正取引委員会が平成23年度に受け付けた相談(1,497件)のうち本局において受け付けたもの(755件)の処理日数をみると、そのうち92.3%(平成22年度においては88.5%)の事案について、相談を受け付けた日から7日間以内に回答しており、迅速な処理を行っているところである。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価することができる。

ウ 取引実態調査の実施

金融フォローアップ調査の実施期間は3か月、所要人数は4名であり、過去の取引実態調査と比べても、同程度の人員で、比較的短い期間で調査を実施している。このように、少ないコストで業界全体の取引慣行等の改善に資する実態調査を実施して、関係事業者に対して改善が必要である取引慣行を指摘するなどの対応をとっており、金融フォローアップ調査は効率的な取組であったと評価できる。

(4) 反映の方向性

ア ガイドラインの普及・啓発

平成22年度から引き続き、不当廉売ガイドラインの定着状況に応じて適宜方法を切り替えることにより不当廉売ガイドラインの普及・啓発を図り、平成22年度よりも一層小売業における取引の適正化に一定の成果

を上げることができたと考えられる。

今後は、ガイドラインの普及・啓発を更に進めていくため、不当廉売ガイドライン以外の既存のガイドラインについても、事業者等からの要望に応じて、積極的に説明会を開催する。さらに、普及・啓発を進めるに当たり、説明会の開催に偏ることなく、方法の多様性を図る。

イ 事業者等からの相談への対応

平成23年度の政策評価結果を踏まえて、相談事例を広く認知してもらうために、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介してきたところ、前記(2)イのとおり最新の相談事例集へのアクセス数が前年度の約3倍に増加した。このことを考慮すると、相談事例が広く多数の事業者等に認知されてきていると考えられる。これにより、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られたと評価できることから、引き続き、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介するなどの取組を積極的に進める。

さらに、引き続き、各種ガイドラインを補う新規性のある相談事例の公表を行っていく。

ウ 取引実態調査の実施

取引実態調査は、取引慣行等の適正化を促す効果があると評価できることから、引き続き、年間2件以上の実施公表を目指して、調査対象業種・分野の適切かつ迅速な選定に努めるとともに、調査結果の効果的な周知活動を実施する。

(7) 取引実態調査の対象業種・分野の適切かつ迅速な選定

平成22年度及び平成23年度の政策評価結果を踏まえ、新聞、雑誌、文献、インターネット等による情報収集、業界関係者等からのヒアリング、過去の実態調査についてのフォローアップの必要性の検討等を行い、平成23年11月に新規実態調査に着手した。今後も引き続き、次のとおり、調査対象業種・分野の適切かつ迅速な選定に努める必要がある。

- 限られた人員及び予算等も考慮しつつ、社会的ニーズが高く、取引慣行等の改善の必要性が比較的高いものから選定する。
- 広く情報収集を行うなどして、可能な限り速やかに調査対象を選定する。
- 取引実態調査を行った全案件について、フォローアップの実施の

必要性について毎年必ず検討を行うようにし、他の業務の状況も考慮しつつ、必要性が高いものから順次フォローアップを実施する。

- フォローアップの実施に当たっては、取引実態調査での指摘事項の内容や費用対効果、限られた人員及び予算等も考慮しつつ、その実施方法について工夫する。

(4) 効果的な周知活動

平成22年度及び平成23年度の政策評価結果を踏まえ、金融フォローアップ調査においては、調査対象金融機関に報告書を送付して、借り手企業との取引の適正化に向けた取組を要請するなどの周知活動を行った。今後も引き続き、原則として調査結果を公表するとともに、取引慣行等の改善の実効効果をより高めるため、費用対効果も考慮しつつ、効率的で有効な周知活動を積極的に行う必要がある。具体的には、事案の内容等に応じて、次のような取組を行う。

- 調査対象業界の関係団体等を通じた説明会等の実施
- 公正取引委員会が主催する説明会の開催
- アンケート調査やヒアリング調査の対象事業者等に広く調査報告書等を配布
- 関係団体等のウェブサイトへの調査報告書の掲載や公正取引委員会ウェブサイトの調査報告書のページへのリンクの要請
- 業界関係者の目に触れやすい業界専門紙等への積極的な情報提供

(5) 総合的評価

本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、ガイドラインの普及啓発のため、新規に作成されたガイドラインだけでなく、既存のガイドラインについても積極的に説明会を開催すること、相談事例のより一層の認知度向上を図ること、取引実態調査の実施方法を工夫すること及び取引実態調査の効果的な周知活動を行うことが課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 「ガイドラインの普及・啓発を進めるに当たり、説明会の開催に偏ることなく、方法の多様性を図る」とあるが、	小西委員
-------------------------------------------------------	------

<p>具体的にどのような方法を考えているのか。 (今後、具体的に検討するが、例えば、他の行政機関と連携してガイドラインの周知を行う機会を増やすことを検討している旨を回答した。)</p>	
<p>○ 事業者からの相談件数について、相談内容の傾向は把握しているのか。把握しているのであれば、評価書資料に記載することが適当ではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)</p>	<p>田辺委員</p>

平成24年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会24-④)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用						
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。						
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間の目途として勧告事件は10か月以内、指導事件は3か月以内)かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。(平成23年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	95,121	116,948	133,076	140,166	137,170
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	95,121	116,948	133,076	140,166	137,170
執行額(千円, c)		87,389	107,644	101,460			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	円高への総合的対策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～(閣議決定)		平成23年10月21日		Ⅱ. 具体的対応策 1. 円高による「痛み」の緩和 (2)円高で苦境に陥っている中小企業等への金融支援等の拡充 さらに、自己資本が毀損した中堅企業等の資本充実策、中小企業の合併等の支援、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用に加え、無料の弁護士相談会の実施等下請かけこみ寺の機能強化を行う。		
	中小企業憲章(閣議決定)		平成22年6月18日		3. 五. 公正な市場環境を整える 中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。		

測定指標	下請取引に係る書面調査の実施状況[名](注1・2)	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		親事業者数	30,268	34,181	36,342	38,046	38,503
		下請事業者数	168,108	160,230	201,005	210,166	212,659
	違反事件の処理件数(勧告)[件]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		13	15	15	15	18	
	違反事件の処理件数(指導)[件]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		2,740	2,949	3,590	4,226	4,326	
	勧告事件の処理期間(10か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		46.2	73.3	46.7	46.7	38.9	
	年度ごとの目標値		100	100	100	100	100
指導事件の処理期間(3か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	96.2	96.2	96.7	95.9	97.2		
年度ごとの目標値		100	100	100	100	100	
措置によって直接保護された下請事業者の利益[万円](注3)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	116,048	318,614	60,615	149,543	322,203		
下請取引適正化推進講習会の開催数[回]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	30	31	32	30	33		
下請取引適正化推進講習会の参加者数[人]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	4,092	4,080	4,307	3,935	4,412		
下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[%](注4)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	93.2	91.4		
下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[%](注4)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	96.4	94.3		

(注1)下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2)下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3)公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

(注4)理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

測定資料	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	155,049	172,623
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	46,937	79,668
	勧告事件の日刊報道量(行)(注5)	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	1,538	3,970	1,328	1,850	1,892	
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された平成23年度勧告事件のアクセス数	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	-	-	-	156,430	252,396	

(注5)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	指導を行った下請法違反事件については、目標処理期間である3か月以内におおむね処理することができた(97.2%)。 勧告を行った下請法違反事件については、目標処理期間を10か月以内(300日)としているところ、平均処理期間は310日となり、目標を達成できなかった(38.9%)。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。 平成23年度においては、勧告18件、指導4,326件と親事業者に対する措置件数が過去最多となるなど積極的に事件処理を行ったものの、親事業者が下請事業者に対して複数の違反行為を行っている事件が増加し、事件処理に時間を要したこと等の理由で、勧告事件18件のうち11件については目標処理期間内に処理できなかったことから、処理期間の短縮のため、調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるとともに調査部門の体制の更なる強化を図る必要がある。 さらに、下請取引適正化推進講習会については、そのアンケート結果を踏まえて、DVDやプロジェクターを活用した説明を行えるようにするほか、講師となる職員に対しプレゼンテーションの技術を習得するための研修を実施するなど、参加者の受講意欲を高めるよう使用設備や説明方法等について、更に改善を図る必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	・勧告件数及び指導件数は増えているが、その理由は何か。増加傾向が続くのであれば、ノウハウの向上等にとどまらず、更なる対応が必要なのではないか。(田辺委員) (措置件数の増加は、円高等による経済状況の低迷、プライベートブランド商品の増加に伴い卸・小売業者に下請法が適用される事例が増えてきたことなどが一因と考えられる。引き続き、調査部門の職員の能力向上、体制の更なる強化を図っていく必要があると考えている旨を回答した。)
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「平成23年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成24年5月30日 ②下請取引適正化推進講習会の開催に係るアンケート 調査対象者・人数：4,412人 調査方法：講習会参加者に対するアンケート調査 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成23年11月 有効回答数：3,624人(アンケート項目ごとに変動があるためアンケートの回収数を記載) (注)上記資料の所在は全て公正取引委員会官房総務課である。
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 藤本 哲也 下請取引調査室長 鎌田 明	政策評価実施時期	平成24年4～7月
-------	------------------	--------	-------------------------------	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 企業取引課・下請取引調査室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等
下請法の的確な運用

【具体的内容】

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。

下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速（処理期間の目途として勧告事件は10か月以内、指導事件は3か月以内）かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。（平成23年度）

3. 評価の実施時期

平成24年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、公正取引委員会では、以前から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査

を実施して、違反行為の発見に努めている^(注)。

平成23年度における書面調査は、親事業者38,503名(前年度比1.2%増)及び下請事業者212,659名(前年度比1.2%増)を対象に実施した(表1)。

(注) 親事業者向けの書面調査は、業種、資本金の規模等を勘案しつつ、年度ごとに下請取引を行っていると思われる事業者を抽出して実施。下請事業者向けの書面調査は、親事業者から提出された下請事業者名簿から抽出して実施。

表1 書面調査の実施状況 (単位：名)

年度	調査対象親事業者数	調査対象下請事業者数
19	30,268	168,108
20	34,181	160,230
21	36,342	201,005
22	38,046	210,166
23	38,503	212,659

(2) 下請法違反事件の処理状況

ア 新規着手件数

平成23年度に新規に着手した下請法違反被疑事件は4,554件(前年度比2.2%減)であり、事件に着手する際の端緒情報の内訳としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが4,494件、下請事業者等からの申告によるものが56件、中小企業庁長官からの措置請求によるものが4件となっている(表2)。

イ 処理件数

平成23年度の下請法違反事件処理件数は4,636件であり、このうち、勧告又は指導の措置を講じた件数(以下「措置件数」という。)は4,344件(前年度比2.4%増)となっている(表2)。措置件数を業種別にみると、生産用機械器具製造業が最も多く(317件、7.3%)、道路貨物運送業(243件、5.6%)、金属製品製造業(191件、4.4%)がこれに続いている。

平成23年度は、勧告件数については、平成15年の下請法の一部を改正する法律(平成15年法律第87号。以下「改正下請法」という。)が施行され、勧告を原則公表することとした平成16年度以降最多の18件(前年度比20.0%増)となっており、指導件数については、昭和31年の下請法施行以降最多となる4,326件(前年度比2.4%増)となった(表2)。

平成23年度には、改正下請法施行以降初めて、受領拒否及び有償支給原材料等の対価の早期決済に対して勧告したほか、平成22年度に初めて勧告を行った返品に対しても3件の勧告を行った。また、勧告事件18件中6件について、例えば、親事業者が受領拒否及び減額というように複数の違反行為を下請事業者に行っているものであった。

表2 下請法違反事件の処理状況

(単位：件)

年度	新規着手件数				処理件数				
	端緒の種類			合計	措置		小計	不問	合計
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求		勧告	指導			
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	2,753	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	2,964	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636

ウ 処理期間

平成23年度における勧告事件については、件数が改正下請法施行以降最多の18件であったところ、目標処理期間の10か月(300日)以内に処理された事件は、7件であった。また、平均処理期間は310日となっている(表3)。

指導事件については、過去最多の4,326件であったところ、目標処理期間の3か月(90日)以内に処理された事件の割合は97.2%であった(表4)。

表3 勧告事件における調査開始後10か月内の処理の割合及び処理期間

(単位：件、日)

年度	19	20	21	22	23
勧告件数	13	15	15	15	18
うち10か月以内の 処理件数	6	11	7	7	7
10か月以内の処理 件数の比率	46.2%	73.3%	46.7%	46.7%	38.9%
勧告事件平均処理日数	293	218	278	295	310

表4 指導事件における調査開始後3か月以内の処理の割合

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
96.2%	96.2%	96.7%	95.9%	97.2%

エ 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成23年度においては、親事業者176名から下請事業者8,570名に対し、下請事業者が被った不利益について総額32億2203万円(前年度比115.5%増)の原状回復措置(減額した下請代金の返還等)を採り、直近5年間

で最高額となっている（表5）。

表5 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（単位：名，万円）

		年度	19	20	21	22	23
下請代金の減額	減額分の返還を行った親事業者数		46	50	61	98	86
	減額分の返還を受けた下請事業者数		3,736	2,022	2,160	4,356	6,391
	減額分の返還の年度総額		108,804	295,133	48,116	103,145	171,417
返品	商品の引取りを行った親事業者数		0	0	0	1	4
	商品の引取りを受けた下請事業者数		0	0	0	3	118
	親事業者が引取りを行った商品の年度総額		0	0	0	13,985	124,937
下請代金の支払遅延	遅延利息の支払を行った親事業者数		68	39	61	89	78
	遅延利息の支払を受けた下請事業者数		3,525	1,456	2,737	3,420	1,953
	遅延利息の支払の年度総額		7,244	23,481	10,790	28,238	16,661
不当な経済上の利益提供の要請	利益提供分の返還を行った親事業者数		0	0	1	1	5
	利益提供分の返還を受けた下請事業者数		0	0	22	59	70
	利益提供分の返還の年度総額		0	0	1,709	4,175	4,906
受領拒否	商品を受領することとした親事業者数		0	0	0	0	2
	商品の受領が行われることとなった下請事業者数		0	0	0	0	27
	親事業者が受領することとした商品の年度総額		0	0	0	0	4,033
有償支給原価等の早期決済	負担分の返還を行った親事業者数		0	0	0	0	1
	負担分の返還を受けた下請事業者数		0	0	0	0	11
	負担分の返還の年度総額		0	0	0	0	249
合計	親事業者の合計数		114	89	123	189	176
	下請事業者の合計数		7,261	3,478	4,919	7,838	8,570
	原状回復の総額		116,048	318,614	60,615	149,543	322,203

(3) 下請取引適正化のための普及・啓発

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、下請取引適正化のための普及・啓発を行っている。

ア 下請取引適正化推進講習会の開催

昭和54年以降、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化推進講習会を開催するなど、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っている。

下請取引適正化推進講習会については、下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法の趣旨・内容

を周知徹底することを目的として開催している。

平成 23 年度においては、中小企業庁と共同して、47 都道府県 60 会場で開催しており、このうち、公正取引委員会の主催分として、27 都道府県 33 会場で開催し、4,412 名が参加した（表 6）。参加者数が、昨年度と比較して 477 名増加しているが（対前年度比 12.1%増）、これは、公正取引委員会主催分の開催回数が前年と比較して 3 回増加していることが要因であると考えられる。また、下請取引適正化推進講習会の募集定員に対する参加者数（参加率）は、平成 22 年度の 88.8%に対し、平成 23 年度は 85.3%となるなど、やや低下したものの、1 開催当たりの平均参加者数は、平成 22 年度の約 131 人に対して約 134 人と増加している。

表 6 下請取引適正化推進講習会の開催状況（公正取引委員会主催分）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
開催回数	30	31	32	30	33
募集定員	5,060	4,440	5,740	4,430	5,170
参加者数	4,092	4,080	4,307	3,935	4,412
参加率	80.9%	91.9%	75.0%	88.8%	85.3%

イ 下請法に関する情報提供

(7) パンフレット等の作成・配布等

公正取引委員会は、下請法の理解を深めてもらうために下請法のパンフレット（以下「パンフレット」という。）や下請取引適正化推進講習会のテキスト（以下「講習会テキスト」という。）を作成し、各講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示するなどして多くの事業者等が利用できるようにしている（表 7）。

(4) 勧告事件の公表

勧告を行った事件については、改正下請法施行以降、全ての事件について、違反事実の概要、勧告の概要等を公表している。平成 23 年度は、勧告事件 18 件を全て公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載した（表 7）。

表7 下請法に係る公表資料へのアクセス数 (単位：件)

	パンフレット	講習会テキスト	勧告事件
平成22年度	155,049	46,937	156,430
平成23年度	172,623	79,668	252,396

(注) パンフレットのアクセス件数は下請法関係の全パンフレットのアクセス件数であり、勧告事件のアクセス件数は各年度に公表した事件の合計件数である。

6. 評価

(1) 必要性

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす不利益が大きい事件等について積極的に勧告して公表し、それ以外の事件については迅速に指導を行い、また、下請事業者が被った不利益について原状回復を図るなど、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処するとともに、違反行為を未然に防止する観点から、下請法の普及・啓発を行うことが必要である。

(2) 有効性

ア 下請法違反事件の処理

従来から下請法違反事件の積極的な処理に努めてきたところ、平成23年度の勧告件数は改正下請法施行以降最多の18件であり、指導件数は昭和31年の下請法施行以降最多であった。

また、平成23年度には、改正下請法施行以降、受領拒否及び有償支給原材料等の対価の早期決済に対して初めて勧告したほか、昨年度初めて勧告を行った返品に対しても3件の勧告を行った。

勧告においては、下請取引の改善や違反行為の再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができることとなっているところ、平成23年度に勧告した18件については、「その他必要な措置」として、①今後同様の違反行為を行わない旨を取締役会の決議によって確認すること、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のために必要な措置を講ずること、③当該措置内容を下請事業者へ周知すること等を求めたところ、勧告対象となった全ての親事業者がこれらの措置を採ることとしている。

イ 原状回復措置によって直接保護された下請事業者の利益

平成23年度には、親事業者176名が講じた原状回復措置により、直近5年間での最高額である総額32億2203万円が、下請事業者8,570名の直接の利益として保護された。

ウ 処理期間

平成23年度の勧告事件については、目標処理期間の10か月以内に処理した事件は18件中7件で、勧告事件全体に占める割合は38.9%と直近5年間で最も低いものとなっている。

また、指導事件については、全体の97.2%が目標処理期間の3か月以内に処理され、直近5年間で最も高い割合となっている。

平成23年度の勧告事件の平均処理期間は310日と前年度より15日増加し、事件処理に目標処理期間の10か月超を要した事件は18件中11件であったが、目標処理期間を超えた理由としては、

- ① 親事業者が下請事業者に対して複数の違反行為を行っている事件が増加し、事件処理に時間を要したこと（平成22年度1件⇒平成23年度6件）
- ② 電子受発注システムの運用費用等に係る下請代金の減額事件等、減額の差引きの名目が多様化したこと
- ③ 下請代金の減額事件以外の事件の処理は処理実績が少ないため、勧告・公表に耐え得る証拠収集等に時間を要したこと
- ④ 調査中に東日本大震災が発生し、一部の親事業者等に対する調査を一時中断せざるを得なかったこと

等が挙げられる。

勧告事件についても、引き続き、目標処理期間内に処理できるよう取り組む必要がある。

エ 下請取引適正化推進講習会の開催

下請取引適正化推進講習会の参加者に対するアンケート調査結果をみると、講習会前に下請法の内容について「全く知らない」又は「ほとんど知らない」と回答していた参加者の割合は約4割程度（38.3%）であり、「ほぼ知っている」と回答した参加者の割合は約半数で（55.6%）であった。また、講習会の結果、91.4%の参加者が下請法の適用範囲及び親事業者の義務の内容について「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答しており、また、94.3%の参加者が親事業者の禁止行為の内容について「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答している（表8）。

下請取引適正化推進講習会は、毎年約4,000名の参加者があり、参加率も高いことから、当該講習会を実施することは事業者の要請も強く、また、参加者に対するアンケート結果から下請法の理解のために効果的であったと評価できる。これらのことから、下請取引適正化推進講習会を開催する取組は、下請法の普及・啓発のために効果的であったと評価できる。

他方、下請取引適正化推進講習会の参加者に対するアンケート調査結

果において、一部の参加者から「ポイントとなる箇所については、重点的に説明するなど、説明に強弱をつけてほしい。」「DVDやプロジェクターなどを活用した説明をしてほしい。」など、講師（公取委職員）の説明方法や資料等の改善についての意見が寄せられている。そのため、講師に対する研修や講習会テキスト以外の資料を活用することなどにより、取組の有効性を高める余地がある。

表8 下請取引適正化推進講習会参加者に対するアンケート調査結果
（講習会前における下請法の理解度）

	全く知らない	ほとんど知らない	ほぼ知っている	十分に知っている
下請法の内容	3.9%	34.4%	55.6%	6.2%

（講習会後における下請法の理解度）

	よく分かった	概ね分かった	あまり分からなかった	全然分からなかった
下請法の適用範囲及び親事業者の義務	19.1%	72.3%	8.2%	0.4%
親事業者の禁止行為	24.8%	69.5%	5.5%	0.3%

オ 下請法に関する情報提供

(ア) パンフレット等の作成・配布等

パンフレットや講習会テキストは、下請取引適正化推進講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示しているところ、平成23年度のアクセス件数は、パンフレットが172,623件（対前年度比11.3%増）、講習会テキストが79,668件（69.7%増）となっている。このように、パンフレット及び講習会テキストは、多くの利用者に利用されていることから、パンフレット及び講習会テキストの作成・配布等が、下請法に関する情報提供のために有効であったと考えられる。

(イ) 勧告事件の公表

勧告を行った事件については、改正下請法施行以降、全ての事件について、違反事実・勧告内容の概要等を公表している。

平成23年度は、勧告事件18件全てを公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載したが、これら関係資料については、合計252,396件と昨年度の156,430件を大幅に上回るアクセスがあった。

また、前記18件の勧告事件のうち、15件が日刊新聞において報道さ

れ、当該 15 件の報道量は前年度とほぼ同様の計 1,892 行であった（表 9）。

このように、違反事実・勧告内容の概要等について公表し、それが報道されることによって、勧告事件の内容、更には下請法の内容が広く社会に認知されることとなり、その結果、下請法違反行為の未然防止に有効であると考えられる。

表 9 日刊新聞報道量 (単位：行)

年度	19	20	21	22	23
日刊新聞報道量	1,538	3,970	1,328	1,850	1,892
公表 1 件当たりの平均報道量	118	265	89	123	105

(注 1) 新聞の 1 段は約 70 行として計算している。

(注 2) 平成 20 年度に日刊新聞報道量が多かったのは、下請代金の減額金額が多額の事件や知名度の高い事業者に対する勧告が複数あったことが要因だと考えられる。

カ まとめ

以上のことから、下請法違反事件処理及び下請法の普及・啓発の取組は、勧告事件の処理期間短縮等の課題はあるものの、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するという目標に照らして有効であったと評価できる。

(3) 効率性

平成 23 年度においては、指導事件はそのほとんどが目標処理期間内の 3 か月以内に処理されており (97.2%)、事件処理は効率的に行われたものと評価できるものの、勧告事件 18 件中 11 件が目標処理期間の 10 か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向け更なる取組が必要である。

(4) 反映の方向性

ア 勧告事件の処理期間の短縮に向けた取組

下請法は、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるにもかかわらず、平成 23 年度の勧告事件 18 件中 11 件が目標処理期間の 10 か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。

- ① 調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、引き続き、担当職員に対する研修の実施やマニュアルの整備を図るとともに、事件処理において特に検討を要

した点や対応を工夫した点について、情報の共有化を図る。

② 調査部門の体制の更なる強化を図る。

イ 下請取引適正化推進講習会の改善

下請取引適正化推進講習会後のアンケート調査において、「ポイントとなる箇所については、重点的に説明するなど、説明に強弱をつけてほしい」、「DVDやプロジェクターなどを活用した説明をしてほしい」などの意見が寄せられている。今後、寄せられたアンケート結果を踏まえ、DVDやプロジェクターを活用した説明を行うほか、講師となる職員に対しプレゼンテーションの技術を習得するための研修を実施するなど、参加者の受講意欲を高めるよう使用設備や説明方法等について、更に改善を図る必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために担当職員の調査能力の向上及び調査部門の体制の更なる強化を図ること並びに下請取引適正化推進講習会における説明方法や資料の改善を図ることが課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 勧告件数及び指導件数は増えているが、その理由は何か。増加傾向が続くのであれば、ノウハウの向上等にとどまらず、更なる対応が必要なのではないか。</p> <p>(措置件数の増加は、円高等による経済状況の低迷、プライベートブランド商品の増加に伴い卸・小売業者に下請法が適用される事例が増えてきたことなどが一因と考えられる。引き続き、調査部門の職員の能力向上、体制の更なる強化を図っていく必要があると考えている旨を回答した。)</p>	田辺委員
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

平成24年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会24-⑤)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴						
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。						
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること(地方有識者との懇談会開催件数85件以上、一日公正取引委員会開催件数8件以上、消費者セミナー開催件数41件以上、独占禁止法教室開催件数75件以上)を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。(平成23年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	22,009	24,752	29,931	29,787	28,090
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	22,009	24,752	29,931	29,787	28,090
執行額(千円, c)		23,231	19,997	25,041			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	地方有識者との懇談会開催件数[回](注1)	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		委員等	8	8	9	9	9
		地方事務所長等	54	74	79	75	73
		合計	62	82	88	84	82
	年度ごとの目標値		-	97	91	91	85
	独占禁止懇話会の開催回数[回]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		4	2	4	2	4	
	一日公正取引委員会開催件数[件]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		1	1	1	4	8	
	年度ごとの目標値		-	-	-	3	8
	一日公正取引委員会参加者の意識[%](注2)	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		-	-	-	-	86	
	消費者セミナー開催件数[件]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		-	-	-	38	39	
	年度ごとの目標値		-	-	-	25	41
消費者セミナー参加者の内容理解度[%](注3)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	85	88		
消費者セミナー参加者の満足度[%](注3)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	71	73		
独占禁止法教室開催件数[件]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	26	39	47	82	96		
年度ごとの目標値		-	31	32	44	75	
独占禁止法教室参加者の内容理解度[%](注3)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	87	89		
独占禁止法教室参加者の満足度[%](注3)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	87	89		
報道発表件数[件]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	313	359	278	267	253		

(注1)「委員等」とは、公正取引委員会の委員等と地方有識者との懇談会をいい、「地方事務所長等」とは、公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員と地方有識者との懇談会をいう。
 (注2)一日公正取引委員会参加者の意識については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対して、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載。
 (注3)理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額〔万円〕	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	92,231	45,657	83,677
	メールマガジン登録件数〔名〕	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		1,551	3,153	4,088	4,508	4,797
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁止法動画サイトへのアクセス件数	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	253,547	193,986	286,420	317,197	
公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	3,351,082	2,700,101	2,453,330	2,489,509	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>地方有識者との懇談会については、85件の開催目標であったが、82回にとどまった。</p> <p>一日公正取引委員会については、8回の開催目標どおり8回開催した。</p> <p>消費者セミナーについては、41回の開催目標であったが、39回にとどまった。</p> <p>独占禁止法教室については、75回の開催目標を上回る96回開催した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層等のコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。</p> <p>しかし、地方有識者等からは、国民が公正取引委員会の取組についてどれだけ熟知しているか疑問である、多くの中小事業者は、長年続いている取引慣行に従って取引を行っており、独占禁止法違反や下請法違反の被害に遭っているのではないかという問題意識を持つことがないばかりか、法律の存在自体すら知らない者もいると考えられるといった意見が寄せられている。また、消費者セミナー参加者からは、参加者の年齢層によって、用いる言葉を変えて説明をするといった工夫をすると、より分かりやすくなるという意見も出されている。</p> <p>したがって、引き続き、国民や事業者に対して、各種取組への参加者の拡大を図り、また、分かりやすい報道発表資料を作成するなど、より一層の独占禁止法・下請法等の普及啓発活動に努めるとともに、消費者セミナーをはじめとした広報活動を行うに当たっては、説明方法を工夫する等、広報活動の内容面を改善していくことが課題として挙げられる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・協力委員からの意見・要望等聴取方法を変更したことによって、どのような成果があったのか。(東條委員) (昨年度よりも各委員に対する説明等の時間が十分に取れたため、各委員からより積極的かつ具体的な意見・要望を聴取することができた旨、また、公正取引委員会の各種取組に関して理解を深めてもらうことができた旨を回答した。) ・独占禁止法教室においては、中学生にも独占禁止法を理解してもらうために、どのような工夫をしているのか。(田中委員) (カードゲームを考案して、ゲームをしながら「競争」の重要性を理解できるようにする工夫や、模擬立入検査を行って独占禁止法違反事件の調査を模擬体験してもらうなど、楽しみながら独占禁止法を理解できるように工夫をしている旨を回答した。)
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者：消費者セミナー参加者(有効回答数)733名 調査方法：選択式、自由記載式 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成23年4月8日～平成24年3月19日</p> <p>②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者：独占禁止法教室参加者(中学生、高校生、大学生)(有効回答数)5,827名 調査方法：選択式、自由記載式 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成23年4月19日～平成24年3月15日</p> <p>③一日公正取引委員会参加者の意識に係るアンケート 調査対象者・人数：一日公正取引委員会参加者(有効回答数)636名 調査方法：選択式 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成23年10月27日～平成24年3月15日</p> <p>④各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査 調査対象：公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事381記事 調査方法：記事ごとに面積を実測し、「media-data2011年版」(メディアリサーチ社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計。 作成者：株式会社デスクワン</p> <p>⑤独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成23年度上半期)について(平成23年11月9日新聞発表文)</p> <p>⑥独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成23年度下半期)について(平成24年4月11日新聞発表文)</p> <p>⑦地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について(平成23年12月14日新聞発表文)</p> <p>(注)上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 菅久修一	政策評価実施時期	平成24年4月～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	------------

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴

【具体的内容】

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること（地方有識者との懇談会開催件数 85 件以上、一日公正取引委員会開催件数 8 件以上、消費者セミナー開催件数 41 件以上、独占禁止法教室開催件数 75 件以上）を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。（平成 23 年度）

3. 評価の実施時期

平成 24 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 報道発表等

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合等の事前相談に対する回答、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガ

イドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っており、平成23年度においては、計253回の報道発表を行った（表1）。

また、毎週水曜日には、事務総長定例記者会見を行っている（表2）。

このほか、平成19年度からは、報道発表及び事務総長定例記者会見の概要等を内容とするメールマガジンの配信を開始しており、平成23年度のメールマガジンの登録者数は4,797名であり、前年度と比較して約6%増加している（表3）。

また、平成9年以降、報道発表及び事務総長定例記者会見等各種の情報をウェブサイトに掲載しており、平成23年度における公正取引委員会ウェブサイトのトップページアクセス件数は前年度並みの2,489,509件となっている。

表1 報道発表件数 (単位：回)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
313	359	278	267	253

表2 事務総長定例記者会見件数 (単位：回)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
42	43	39	38	40

表3 メールマガジン登録者の推移 (単位：名)

20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
3,153	4,088	4,508	4,797

表4 公正取引委員会ウェブサイトのトップページアクセス件数 (単位：件)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—	3,351,082	2,700,101	2,453,330	2,489,509

(2) 各種広報活動

ア 一日公正取引委員会

公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法及び下請法の普及啓発や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナーなどを1か所の会場で集中的に開催するものであり、平成21年度までは九州事務所

管内のみで実施していたが、平成22年度から全国各地で開催することとし、平成23年度においては、帯広市・秋田市・前橋市・金沢市・和歌山市・松江市・徳島市・鹿児島市の8か所で開催した（帯広市、前橋市及び徳島市においては、後記(4)2の地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会と同時開催。）。

一日公正取引委員会の取組について、参加者に対してアンケート調査を行ったところ、「非常に良い取組である」が17%、「良い取組である」が69%等となっている。

表5 一日公正取引委員会開催件数 (単位：回)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	1	1	4	8

表6 一日公正取引委員会参加者の意識 (回答者数=636名)

非常に良い取組である	良い取組である	余り必要ない	必要ない	未回答
17%	69%	3%	0%	11%

イ 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして、平成22年度から開始して、当該年度は全国38か所において開催したところ、平成23年度は全国39か所において開催した。

消費者セミナー参加者に対してアンケート調査を行ったところ、内容理解度については、「理解できた」が26%、「おおむね理解できた」が62%等、表7のとおりとなっており、満足度については、「満足」が22%、「おおむね満足」が51%、「普通」が22%等、表8のとおりとなっている。

なお、消費者セミナーの開催件数は、平成22年度より1回増加したものの、開催目標件数に2回及ばなかった。これは、東日本大震災の影響により、平成23年度前半の開催依頼数が減少したことが原因と考えられる。

表7 消費者セミナー参加者の内容理解度 (回答者数=733名)

理解できた	おおむね理解できた	どちらとも言えない	やや理解できなかった	理解できなかった	未回答
26%	62%	8%	3%	0%	0%

表8 消費者セミナー参加者の満足度（回答者数=733名）

満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
22%	51%	22%	2%	1%	2%

ウ 独占禁止法教室

競争政策に対する生徒及び学生の理解の増進を図るため、平成14年度以降、中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性、公正取引委員会の役割等に係る講義を内容とする独占禁止法教室を開催している。

平成23年度においては、表9のとおり、中学校32回、高校9回及び大学55回の計96回（1校で複数回開催する場合もある。）の独占禁止法教室を開催し、開催回数は、前年度と比較して17%増加している。これは、昨年度に引き続き大学からの開催依頼が増えたためである。

なお、独占禁止法教室参加者に対してアンケート調査を行ったところ、内容理解度については、「理解できた」が45%、「おおむね理解できた」44%等、表10のとおりとなっており、満足度については「満足」が56%、「おおむね満足」が33%、「普通」が10%等、表11のとおりとなっている。

表9 独占禁止法教室開催件数

（単位：回）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中学校	20	25	26	28	32
高校	2	6	2	8	9
大学	4	8	19	46	55
合計	26	39	47	82	96

表10 独占禁止法教室参加者の内容理解度（回答者数=5,827名）

	理解できた	おおむね理解できた	どちらとも いえない	やや理解で きなかった	理解できな かった	未回答
中学生	74%	22%	3%	1%	0%	0%
高校生	70%	26%	4%	0%	0%	0%
大学生	21%	61%	14%	3%	0%	1%
全体	45%	44%	9%	2%	0%	0%

表11 独占禁止法教室参加者の満足度（回答者数=5,827名）

	満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
中学生	83%	15%	2%	0%	0%	0%
高校生	79%	19%	2%	0%	0%	0%
大学生	34%	47%	17%	1%	0%	1%
全体	56%	33%	10%	1%	0%	1%

(3) 各種広報資料の作成・配布

独占禁止法や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、独占禁止法や公正取引委員会について説明するパンフレットや中学生向け副教材等の各種広報資料を作成し、講演会、懇談会及び独占禁止法教室の参加者等に配布している。

また、ウェブサイト上にも各種パンフレットや独占禁止法等の内容を分かりやすく説明する動画を掲載することにより、インターネットにアクセス可能な国民が広くこれらを活用できるようにしている。平成23年度における各種パンフレットのダウンロード件数は270,728件、動画のアクセス件数は21,867件、子供向けコンテンツのアクセス件数は13,185件、一般消費者向けコンテンツのアクセス件数は11,417件であった。

各種パンフレットのダウンロード件数は、前年度と比較して14%増加、動画のアクセス件数は、前年度と比較して25%増加しているが、これは、優越的地位の濫用規制に関するパンフレット及び動画を平成23年8月及び11月に新たに掲載したことが一つの要因となっているほか、企業のコンプライアンス意識が向上し、社内研修等で使用されるようになったことなども考えられる。一方、子ども向けコンテンツのアクセス数については、前年度と比較して9%減少、一般消費者向けコンテンツのアクセス数については、29%減少しているが、これらのコンテンツは前年度が公開初年度であったことから、アクセス数がとりわけ多かったことが要因と考えられる。

表12 各種パンフレットダウンロード・動画等アクセス件数 (単位：件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
各種パンフレットダウンロード数	—	242,428	184,864	238,366	270,728
動画アクセス数	—	11,119	9,122	17,506	21,867
子供向けコンテンツアクセス数	—	—	—	14,420	13,185
一般消費者向けコンテンツアクセス数	—	—	—	16,128	11,417

(注1)「各種パンフレット」とは、「知ってなっとく独占禁止法」、「大規模小売業告示」、「物流特殊指定」、「わたしたちの暮らしと市場経済」、「入札談合等関与行為防止法について」、「知るほどなるほど下請法」、「ポイント解説下請法」、「知って得する下請法」、「コンテンツ取引と下請法」、「優越的地位の濫用」のことである。

(注2)「動画」とは、「公正で自由な競争を目指して」(フルバージョン[日本語版][英語版])(ショートバージョン[日本語版])、「守ろう！取引のルール～公正な下請取引を目指して～」,「気を付けよう！取引のルールー優越的地位の濫用規制ー」(フルバージョン[日本語版])(ショートバージョン[日本語版])のことである。

(4) 各種広聴活動

ア 独占禁止懇話会の開催

公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、公正取引委員会の委員長及び委員が、会員である学界、産業界、中小企業団体、消費者団体等を代表する24名の有識者から直接、意見を聴取するとともに、意見交換を行う懇談会である。昭和43年以降、毎年開催しており、平成23年度は4回開催した。

表13 独占禁止懇話会開催件数 (単位：回)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	2	4	2	4

イ 地方有識者との懇談会

地方有識者(各地の主要経済団体・消費者団体の代表者等の有識者)との懇談会及び講演会を通して、各地の事業者、消費者等に競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、全

国各地において開催している。

平成23年度は、地方有識者との懇談会を合計82回開催しており、そのうち、地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会（以下「地方有識者と委員等との懇談会」という。）を全国各9都市（帯広市・福島市・前橋市・横浜市・静岡市・福井市・岡山市・徳島市・大分市）で9回開催し、併せて講演会も開催した。また、地方有識者との懇談会のうち、地方有識者と公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員との懇談会（以下「地方有識者と地方事務所長等との懇談会」という。）を73回開催した。

地方有識者と地方事務所等との懇談会の開催件数は、平成22年度より2回減少し、開催目標件数に3回及ばなかったが、これは、東日本大震災の影響により、平成23年度前半の開催依頼数が減少したことが原因と考えられる。

表14 地方有識者と委員等との懇談会開催件数 (単位:回)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
8	8	9	9	9

表15 地方有識者と地方事務所長等との懇談会開催件数 (単位:回)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
54	74	79	75	73

ウ 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域経済社会の実情に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員（以下「協力委員」という。）を委嘱し、公正取引委員会に対する独占禁止法の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。

平成23年度においては、地域ごとに協力委員が一堂に会して比較的大規模な会議形式で協力委員から意見要望等の聴取を行う協力委員会議を廃止した後、新たな情報収集等のための接点として、各協力委員から、上半期及び下半期の原則年2回、個別の意見・要望等の聴取を実施しつつ、協力委員からの要望を踏まえ、これと並行して、少数の協力委員から同時に意見を聴取する方法により、公正取引委員会が事前に定めた、企業結合規制の見直しについて、東日本大震災への公正取引委員会の対応について、公正取引委員会に期待することについて、効果的な広報・広聴活動についてなどのテーマを中心に意見・要望等の聴取を行った。

6. 評価

(1) 必要性

ア 報道発表等

報道発表は、独占禁止法等の違反事件処理や各種実態調査など公正取引委員会の個別の活動について、その背景や経緯、重要性を含めた内容を、より多くの国民に適時に周知するものである。また、ウェブサイトによる情報発信は、情報通信社会における広報活動において、欠かすことのできない役割を果たすものであり、国民がインターネットを通じてより簡易に独占禁止法や公正取引委員会の活動等に関する各種の情報を入手できるようにするものである。報道発表及びウェブサイトによる情報発信とも、公正取引委員会の法運用の透明性を確保し、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることになることから、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

イ 各種広報活動

一日公正取引委員会は、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、独占禁止法及び下請法の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るためのものであり、このような機会を通じて競争政策に対する国民的理解の増進や独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るといった効果が期待できる。

消費者セミナーは、一般消費者の競争政策に対する理解の増進を図ることにより、①自衛効果（違反被疑行為を見付けて公正取引委員会に措置を求める、談合など税金の無駄遣いを監視する）、②牽制効果（消費行動を通じて企業の違反行為を抑止する）、③予防効果（消費者が民間企業の従業員や株主でもある場合に違反行為の実行を差し控えさせる）といった効果が期待できる。

独占禁止法教室は、消費者であり、かつ将来、経済活動に参加する生徒や学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割について理解を深めてもらうことにより、自衛効果、牽制効果及び予防効果が期待できる。また、独占禁止法教室については、要望を踏まえて実施しているところ、平成14年度に独占禁止法教室を開催して以降、毎年、開催回数が増加しており、平成23年度においても、平成22年度に引き続き、大学生を対象とした独占禁止法教室の開催回数が大幅に増加していることから、独占禁止法教室のニーズは高いものと評価できる。

これらの取組は、いずれも、公正取引委員会の法運用の透明性を確保し、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることになることから、今後の

競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

ウ 各種広報資料の作成・配布

独占禁止法や公正取引委員会についての意義、基本的な枠組みについて国民の理解を得るためには、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の概要等について分かりやすく解説する各種広報資料が必要である。このような分かりやすい広報資料を通じた広報活動は、公正取引委員会の活動を国民により一層効果的に理解してもらい、また、国民から競争政策に対する的確な意見・要望が提案されるために重要な意味を持つものである。

エ 各種広聴活動

競争政策に対する国民的理解の増進のためには、各界の代表者や全国の様々な地域の事業者、消費者、有識者等に対して継続的に公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、定期的に幅広い意見や要望を聴取していくことにより、我が国の経済社会の実情に即した政策を実施していくことが重要である。そのためには、広く各界の有識者と意見交換を行うとともに、幅広い地域に公正取引委員会職員が出向いて地方有識者との間で懇談会を開催し、地域の実情に即した意見や要望を聴取すること、地方有識者に協力委員を委嘱し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を随時要請する必要がある。

(2) 有効性

ア 報道発表等

公正取引委員会の活動が、報道発表を通じて新聞で広く報道されれば、国民の独占禁止法等に関する理解が増進すると考えられることから、日刊新聞の報道量を指標とすることによって報道発表の有効性を評価することができると考えられる。

独占禁止法等の違反事件処理や各種経済実態調査など公正取引委員会の個別の活動に関する新聞記事のうち、平成23年度において公正取引委員会が把握したものについて、株式会社デスクワンに委託し、広告費換算の推計を行った(記事ごとに面積を実測し、「media-data2011年版」(メディアリサーチ社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計)。

当該推計によれば、平成23年度に報道された新聞記事381件の広告費換算推計値は約8億3677万円であった。これは、平成23年度における公正取引委員会の競争政策の広報・広聴に係る予算総額約2993万円の約28倍に当たる金額である。平成23年度においては、国民の関心を集めた大型合併

事件や優越的地位の濫用事件のほか、報道発表を行う際に記者会見を積極的に開催(平成23年度:45回)したり、事務総長定例会見の機会を利用したりなどしてマス・メディアに対して積極的に情報提供した結果、日刊新聞における多数の報道につながったものと考えられる。よって、報道発表等は、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって、競争政策の有効かつ適切な推進を図る上で有効であったと評価できる。

イ 各種広報活動

(ア) 一日公正取引委員会

一日公正取引委員会については、開催目標どおり8回開催し、延べ参加者数は1,978名であった。参加者に対して、アンケート調査を行ったところ、86%が「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答しているほか、「年1回は当県で開催してほしい。」、「地方でもっと開催してほしい。」、「県庁所在地以外の会場も設けてほしい。」などの意見が出されるなど、参加者からの評価も高いことから、有効な取組であると評価できる。

(イ) 消費者セミナー

消費者セミナーについては、開催目標の41回に及ばず39回の開催であったが、昨年度実績の38回を若干上回った。消費者セミナーの参加者は979名であり、参加者に対して、消費者セミナーの理解度及び満足度についてアンケート調査を行ったところ、理解度については、88%の参加者が「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答し、満足度については、73%の参加者が「満足」又は「おおむね満足」と回答していることから、参加者の理解度及び満足度ともに高いレベルにあることが確認できる。

また、参加者からは、「消費者にとって遠い場所にあった言葉が身近に感じられた。テレビ等で聞く言葉でも、意味をしっかりと理解すると目の前が開ける。」、「独占禁止法は、自由で公正な競争のほか、『消費者の生活を守る』という点が学校教育では弱かったように思ったので、学校や消費者団体の場で、今後も、広報活動を広げてほしい。」、「市民に今回のような機会を度々与えてもらいたい。市民の意識向上にさらに貢献してほしい。」などの意見が出され、一般消費者の競争政策への理解が深まり、独占禁止法違反被疑行為に対する監視に目が向くようになるという期待した効果が得られている。

(ウ) 独占禁止法教室

独占禁止法教室については、平成23年度の開催目標は75回であったが、目標を大幅に上回る96回開催し、目標を達成した。独占禁止法教室

の参加者数は7,638名であり、参加した生徒・学生に対して理解度及び満足度についてのアンケート調査を行ったところ、理解度については、中学生及び高校生は96%の生徒が、大学生は82%の学生が「理解できた」又は「やや理解できた」と回答し、満足度については、中学生及び高校生は98%の生徒が、大学生は81%の学生が「満足」又は「やや満足」と回答しており、参加した生徒・学生の理解度及び満足度ともに高いレベルにあることが確認できる。

また、参加した生徒・学生からは、「事業者の競争があるから今の豊かな暮らしにつながっていると思うので、これからも競争し合いながら頑張ってもらいたい。」、「シミュレーションゲームを通じて、競争があることによる消費者のメリットも分かった。今まで分からなかったカルテルの弊害も理解できた。」、「独占禁止法がただ企業をしばりつけるだけの法律でなく、企業にとっても重要な法律であると知り、独占禁止法についてのイメージが変わった。」、「実際に公正取引委員会で働いている方から直接詳しい内容説明をされることで、より分かりやすく、また、興味を持って理解することができると思った。こうした学生向けの講義は積極的に行ってほしい」などの意見が出され、生徒・学生の早い段階から独占禁止法の役割について理解を深めることに役立ったと評価できる。

(エ) まとめ

上記(ア)ないし(ウ)の取組に対し、協力委員からは、「公正取引委員会の行うことは重要だが、一般の人には、分かりづらいところがある。消費者セミナー等で、一般の人にも分かりやすくPRすることは重要である。」、「広報活動は、独占禁止法違反の抑止力になると思うので、特に子供たちに早い段階から独占禁止法違反はいけないことということを教えることは良いことだと思う。」との意見が出されている。

これらのことから、一日公正取引委員会、消費者セミナー及び独占禁止法教室は、競争の重要性や公正取引委員会の活動状況等に対する一般消費者、学生及び生徒の理解の増進につながり、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために有効であると評価できる。

ウ 各種広報資料の作成・配布

各種広報資料のうち、各種パンフレットについては、平成23年度においては、地方有識者との懇談会、講演会、説明会等の独占禁止法等の内容を説明する機会に事業者等に配布して活用している。

また、公正取引委員会ウェブサイトの各種パンフレットのダウンロード件数は270,728件、動画のアクセス件数は19,577件、また、平成22年度から公開している消費者向けコンテンツのアクセス件数は11,417件、

子ども向けコンテンツのアクセス数は13,185件であり、広く国民に利用されていると考えられ、協力委員からも、「公正取引委員会のウェブサイトはよくできており、子ども向けのコンテンツなどもとてもよい。」との意見が出されるなど、競争政策に対する国民的理解の増進に向けて一定の有効性があったと考えられる。

エ 各種広聴活動

独占禁止懇話会においては、独占禁止懇話会の会員である各界の有識者から意見を聴取した結果、「取引一般において優越的地位の濫用などの不公正な取引方法の迅速かつ効果的な取締りや、下請代金支払遅延等防止法などの厳正な運用をお願いしたい。」「企業結合計画に関する事前相談制度の廃止後は、より限られた時間の中で審査を行う必要があるため、企業結合審査の体制強化が求められる。」「実態調査報告書における提言については、具体的な目安やベストプラクティスのようなものを示す方がより事態の改善に資するのではないか。」等、今後の公正取引委員会の運営にとって有益な意見が出され、さらに、公正取引委員会から当該有識者に対して、独占禁止法違反事件の処理状況、各種業界における取引実態調査の内容等について説明を行うことによって、公正取引委員会の取組に対する理解を増進することができた。この結果、各界を代表する有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。

地方有識者との懇談会の開催数は、開催目標の85回に及ばず82回（地方有識者と委員等との懇談会が9回、地方有識者と地方事務所長等との懇談会が73回）であった。しかし、地方有識者との懇談会においては、公正取引委員会から、競争政策に係る最近の主要な話題等を説明するほか、地方有識者からは、公正取引委員会に対する意見・要望が数多く出されており、出席者の間で活発な意見交換が行われ、地方の有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。

また、上半期及び下半期の2回にわたって行った協力委員からの意見・要望の聴取については、意見聴取テーマを事前に定めたことにより、テーマとした公正取引委員会の各種取組に関して協力委員の理解を深めることができたほか、昨年度と比較して多くの積極的かつ具体的な意見・要望を聴取することができた。

地方有識者や協力委員から出された意見・要望については、全局的に共有し、随時、各種取組に反映させるなど、公正取引委員会の競争政策の運営に重要な役割を果たしている。

なお、地方有識者及び協力委員から出された意見・要望への対応例は、表16のとおりである。

このように、独占禁止懇話会、地方有識者との懇談会及び協力委員制度を通じて、競争政策に対する有識者の理解の増進を図ることができたと考えられる。

表16 地方有識者及び協力委員から出された意見・要望への対応例

意見・要望	対応状況
<p>下請法違反については、親事業者が違反と知らずに行っているのではないかと思う。親事業者の社内での監視体制ができれば、自主的な規制につながると思うので、公正取引委員会は、公正取引委員会が作成しているDVDを幅広く親事業者に提供するなど、社内教育がしっかりと行われるような働きかけを行ってはどうか。</p>	<p>平成24年度に下請法のDVDを全面改訂し、作成したDVDについては、事業者団体等に配布するとともに、ウェブサイト上に掲載する予定である。</p>
<p>独占禁止政策との関係で、企業が海外展開する際に、注意が必要な点を国ごとにまとめてほしい。</p>	<p>公正取引委員会のウェブサイトにおいて、「世界の競争法」と題して各国の競争法の概要を掲載し、適宜更新した。</p> <p>平成23年11月には、「アジアにおける競争政策の最近の動向」を取りまとめ、ウェブサイトに掲載した。</p>
<p>公正取引委員会による優越的地位の濫用規制については評価しているが、この規制についてもっと周知することが必要だと思う。皆が規制の内容を理解して、違反であることを知っている状態になれば、違反行為自体が無くなるはずである。</p>	<p>平成23年度に、パンフレット「優越的地位の濫用～知っておきたい取引ルール～」及びDVDを新規に作成し、配布するとともに、ウェブサイト上に掲載したほか、事業者団体に対する、優越的地位の濫用ガイドラインに係る講師派遣・説明会等や荷主、フランチャイザー、大規模小売業者及び卸売業者を対象とした業種別講習会を行った。</p>

<p>公正取引委員会のウェブサイトの「東日本大震災に関連するQ & A」は大変参考になる。震災に便乗している行為かどうかは基準があまりで非常に難しい問題であるが、これから増加していく可能性もあるので、引き続き、問題となるケースがあれば、考え方を明らかにするとともに適切な対応をお願いしたい。</p>	<p>「東日本大震災に関連するQ & A」について、下請法上の問題等の追加を行った。</p>
<p>景品表示法について、地方に出先がない消費者庁は、消費者にとって遠い存在であり、引き続き、公正取引委員会の積極的な取組を期待する。</p>	<p>公正取引委員会のウェブサイトにおいて、「景品表示法情報受付窓口」や「景品表示法に関する相談窓口」について分かりやすく表示する等、地方事務所において、景品表示法に関する情報受付業務や相談業務を行っていることをPRし、積極的に情報受付業務や相談業務に対応した。</p>

(3) 効率性

公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額は、約8億3677万円だった(表17)。この金額は、平成23年度における公正取引委員会の競争政策の広報・広聴に係る予算額である約2993万円の約28倍であることから、公正取引委員会が行った広報活動は、その予算額に比較してより多くの効果を上げたと評価できる。

表17 公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額

	件数 (件)	広告費換算 (合計, 万円)	広告費換算 (平均, 万円)
①独占禁止法関係（違反事件関係〔排除措置命令, 警告, 告発, 審判開始決定, 審決等〕）	133	29,827	224
②独占禁止法関係（その他〔法改正, 運用状況等〕）	3	606	202
③独占禁止法関係（企業結合関係〔法改正, 企業結合事例〕）	69	33,493	485
④下請法関係（違反事件関係〔勧告〕）	52	5,505	106
⑤下請法関係（その他〔中小企業対策, 運用状況, 講習会等〕）	7	376	54
⑥国際関係（会合, 研修等）	0	0	0
⑦懇談会, 研究会関係（地方有識者との懇談会, 協力委員会議）	31	1,304	42
⑧懇談会, 研究会関係（その他）	0	0	0
⑨実態調査報告書	5	1,246	249
⑩一日公正取引委員会, 消費者セミナー, 独占禁止法教室	43	2,477	58
⑪事務総長定例記者会見	15	5,458	364
⑫その他（上記①ないし⑪以外の公正取引委員会関係）	23	3,386	147
合計	381	83,677	220

(4) 反映の方向性

前記(1)～(3)のとおり、本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。

また、一日公正取引委員会、消費者セミナー及び独占禁止法教室の各種取組の周知活動を報道発表資料やウェブサイトへの掲載、関係団体への周知などを通じて積極的に行っており、これらの取組の参加者数は、昨年度と比較して、いずれも増加している。さらに、より分かりやすい広報活動を行う観点から、平成23年度に行った全ての排除措置命令事案及び警告事案並びに平成23年12月以降に行った下請法の勧告事案の報道発表資料に、

違反行為の概要や対象商品等を図示した資料を加えたところ、報道関係者からは、一目で違反行為の概要等の内容が分かるようになったといった意見が出されているほか、協力委員からは、「図表は、一般の方々でも事件の概要をイメージするには便利なものである。」、「広報資料に絵や図表を用いることによる「見える化」は、広報活動として有効な方法であるので、今後も拡充していただきたい。」といった意見が出されている。

しかし、地方有識者や協力委員からは、「国民が公正取引委員会の取組についてどれだけ熟知しているか疑問であり、引き続き、公正取引委員会の取組に係る周知活動を行ってほしい。」、「事業者団体がない業界では、中小企業はどのような行為が法律上問題となるのかどうか分からないと思う。このような業界の事業者に対しては、特に周知を行った方がよい。」、「多くの中小事業者は、長年続いている取引慣行に従って取引を行っており、独占禁止法違反や下請法違反の被害に遭っているのではないかという問題意識を持つことがないばかりか、法律の存在自体すら知らない者もいると考えられる。こうした状況を改善するには、更なる法律の普及や相談窓口の多様化に努力すべきである。」といった意見が寄せられているほか、消費者セミナー参加者からは、「消費者セミナーに実際に参加した際、家電量販店を想定したゲームなどが行われたが、高齢者は「家電量販店」という言葉でも分かりにくい人がいる。参加者の年齢層によって、用いる言葉を変えて説明をするといった工夫をすると、より分かりやすくなると思う」という意見も出されていることから、引き続き、各種取組への参加者の拡大を図り、また、分かりやすい報道発表資料を作成するなど、より一層の独占禁止法・下請法等の普及啓発活動に努めるとともに、消費者セミナーをはじめとした広報活動を行うに当たっては、相手方の年齢等の属性に応じて説明方法を変える等、広報活動の内容面を改善していく必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進及び今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であると評価できるが、引き続き、各種取組への参加者数の増大を図る等の取組を続けるとともに、取組の参加者の属性に応じた説明を行う等、取組内容を向上させる見直しを行う必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 協力委員からの意見・要望等聴取方法を変更したことによって、どのような成果があったのか。 （昨年度よりも各委員に対する説明等の時間が十分に取れたため、各委員からより積極的かつ具体的な意見・要望を聴取することができた旨、また、公正取引委員会の各種取組に関して理解を深めてもらうことができた旨を回答した。）</p>	東條委員
<p>○ 独占禁止法教室においては、中学生にも独占禁止法を理解してもらうために、どのような工夫をしているのか。 （カードゲームを考案して、ゲームをしながら「競争」の重要性を理解できるようにする工夫や、模擬立入検査を行って独占禁止法違反事件の調査を模擬体験してもらうなど、楽しみながら独占禁止法を理解できるように工夫をしている旨を回答した。）</p>	田中委員

平成24年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会24-⑥)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進						
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。						
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援(技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答:80%以上)を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する(公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数:16件以上)ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。(平成23年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	51,996	67,146	50,327	50,209	49,816
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	51,966	67,146	50,327	50,209	49,816
	執行額(千円, c)	51,200	64,433	47,327			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	平成21年独占禁止法改正法案に対する衆・参経済産業委員会附帯決議	平成21年6月2日		企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。			

測定指標	海外の競争当局との二国間協議の開催回数[回]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		4	7	3	3	6
	ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[回]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		3	5	2	5	3
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数[回]	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		2	2	2	6	5
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、当該研修が有効であったと回答した研修参加者の割合[%](注3)	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		100	93	88	97	94
	年度ごとの目標値					
	-	80	80	80	80	
海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[回]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	6	4	2	7	12	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数[件]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	43	69	33	16	28	
	年度ごとの目標値					
	対前年度同水準かそれ以上					
	16件以上					
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[回]	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	13	33	15	12	17	
公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	-	59,040	54,913	51,077	41,543	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数	実績値					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	-	6,862	7,028	8,590	16,594	

(注1)ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成24年4月現在、108か国・地域から123の競争当局が参加している。

(注2)公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を平成6年度から開催している。

(注3)「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合(平成19年度については、「研修プログラムの適切性について」の項目に対し「5」又は「4」と回答した研修参加者の割合。)

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者に対するアンケートにおいて、当該研修が有効であったとの回答が目標値の80%を超えており、目標を達成した。</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数については、16件以上とする施策の目標を達成した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局との協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加、途上国等に対する技術研修の実施及び海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>東アジアを中心とする途上国等からの技術支援要請に適切に対応するとともに、研修参加者からのアンケート結果等を参考に、引き続き、研修期間の延長、研修内容の充実等を図り、ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう、研修内容の充実を図っていく必要がある。また、平成23年度に実施した技術研修について、研修参加者及び講師との意見交換や質疑応答の時間をより多く求める意見が研修参加者から出ているところ、当該時間を充実させる等の工夫を図っていく必要がある。</p> <p>海外への情報発信についても、我が国の競争政策を知るための各種資料をまとめて掲載している英文トップページへのアクセス数が減少していることから、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文トップページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった英文トップページの普及・啓発活動を行っていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・日本人が海外において事業活動を行うに当たり、海外の競争法を知ることは必要だと考えるが、それについて何か取組をしているのか。(東條委員)</p> <p>(公正取引委員会ホームページにおいて、「世界の競争法」と題して各国の競争法の概要を掲載し、適宜更新をしている旨を回答した。「競争政策の広報・広聴活動等 競争政策の広報・広聴」参照。)</p> <p>・英文プレスリリースページへのアクセス数が昨年度に比べて倍増している理由は何か。(田辺委員)</p> <p>(掲載する対象を拡大した上、タイムリーに公表したことにより海外の雑誌に取り上げられることが増えたこと、海外でも関心を集めるような国際事案があったことなどが、アクセス数の増加につながったと考えられる旨を回答した。)</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート</p> <p>①マレーシア競争政策研修終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者4名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年1月21日 有効回答数:4</p> <p>②インドネシア競争政策研修終了時に実施したアンケート 第9回インドネシア競争政策研修(平成24年3月5日～23日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者11名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年3月24日 有効回答数:11</p> <p>③ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート (1)第5回ベトナム競争政策研修(平成23年5月16日～6月1日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成23年5月31日 有効回答数:5 (2)第6回ベトナム競争政策研修(平成23年11月7日～22日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成23年11月22日 有効回答数:5</p> <p>④途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート 第17回途上国競争政策研修(平成23年9月29日～10月26日) 調査対象者・人数:本研修参加者7名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成23年10月26日 有効回答数:7</p> <p>(注)上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	官房国際課	作成責任者名	官房国際課長 杉山幸成	政策評価実施時期	平成24年4～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	-----------

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進

【具体的内容】

二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。

2. 施策の目標

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援（技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答：80%以上）を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する（公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数：16件以上）ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。（平成23年度）

3. 評価の実施時期

平成24年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

①二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催状況、②多国間における検討への参加状況、③発展途上国・移行経済国（以下「途上国等」という。）に対する技術研修の実施状況、④海外に対する我が国競争政策の周知の状況は次のとおりである。

- (1) 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、海外の競争当局との協力体制を強化するため、平成11年10月に米国と、平成15年7月にEUと、平成17年9月にカナダとの間で、それぞれ二国間での独占禁止協力協定を締結している。

公正取引委員会では、これらの協定に基づくなどして、各国の競争当局との間で必要に応じ情報交換・意見交換を行うことにより、二国間の連携・協力関係の強化に努めている。

平成23年度における二国間独占禁止協力協定に基づき競争当局間協議等の開催回数は、6回となっており、前年度以上に同協議等を積極的に開催した。

表1 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数 (単位：回)

年度	競争当局間協議の開催回数					計
	対米国	対EU	対カナダ	対韓国	その他	
平成19年度	1	1	0	2	0	4
平成20年度	1	1	1	2	2	7
平成21年度	1	1	0	1	0	3
平成22年度	0	0	0	2	1	3
平成23年度	0	1	1	2	2	6

(注)「対韓国」には、地方事務所間意見交換の開催回数を含む。

(2) 多国間における検討への参加状況

公正取引委員会は、多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組に対して積極的に参加・貢献している。多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組の中でも、ICN（国際競争ネットワーク）は、競争法執行の国際的収れんを目的として平成13年10月に発足した、各国・地域の競争当局から成るネットワークであり、平成24年4月現在、108か国・地域から123当局が参加している。公正取引委員会は、ICN発足以来、主要当局により構成されるICN運営委員会のメンバーであり、平成19年6月からは、竹島一彦委員長がICNの副議長を務めるとともに、公正取引委員会はICNで取りまとめられた報告書等の利用促進を主導している。

ICNには、カルテル、単独行為、企業結合、競争唱導等の作業部会があり、平成23年5月以降、公正取引委員会の事務総局幹部がカルテル作業部会の共同議長に就任している。

ICNでは、毎年、通常、4月から6月の間に年次総会が開催される。そこで、各作業部会の1年間の活動が報告されるとともに、作業部会ごとにテーマを定めて講演及び討議が行われ、その上で、各作業部会の次の1年間の

作業計画が承認される。日常的には、作業部会ごとに、当該作業計画に基づいて、電話会議やメールで議論が進められているほか、競争当局の実務担当者が審査の手法や問題点などを共有し、議論するためのワークショップ等が開催されている。さらに、カルテル、競争唱導等のテーマごとに電話セミナーも開催されている。

公正取引委員会は、これら年次総会、ワークショップ等にパネルディスカッションの討論者（パネリスト）等として参加するなど、ICNの活動に積極的に参加している。

平成23年度においては、公正取引委員会は、第10回年次総会（平成23年5月）において、企業結合審査に係る国際協力枠組みの構築について提案を行い、運営委員会や企業結合作業部会などにおいて積極的に提案・調整をし、これを取りまとめ、第11回年次総会（平成24年4月）にて発表を行ったところ、その構築が承認された。

平成23年度中に開催された年次総会及び各作業部会ワークショップは前年度より少なく合計3回であったが、公正取引委員会は、その全ての会合に出席した。評価対象期間における年次総会及び各作業部会ワークショップ会合への出席回数は、表2のとおりである。

表2 年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数

年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
平成19年度	4回	3回	第6回年次総会 第4回カルテルワークショップ 第5回企業結合ワークショップ
平成20年度	5回	5回	第7回年次総会 第5回カルテルワークショップ 第6回企業結合ワークショップ 第1回単独行為ワークショップ 第1回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ
平成21年度	2回	2回	第8回年次総会 第6回カルテルワークショップ
平成22年度	5回	5回	第9回年次総会 第7回カルテルワークショップ 第7回企業結合ワークショップ 第2回単独行為ワークショップ 第2回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ

平成23年度	3回	3回	第10回年次総会 第8回カルテルワークショップ 第1回競争当局の有効性に関するハイレベル・ラウンドテーブル
--------	----	----	-------------------------------------------------------------

(注)「スピーカー等」とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおけるスピーカーやモデレーターをいう。

(3) 途上国等に対する技術研修の実施

我が国と東アジア諸国との経済関係はますます活発化している状況にあり、公正取引委員会としても、東アジア地域における競争環境の重要性に鑑みて、当該地域各国に対し、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等のスキームを通じ、競争法の整備・執行に関する技術協力を積極的に行っている。

ア マレーシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（マレーシア競争政策研修）

マレーシアでは、平成22年5月に包括的競争法が制定され、平成24年1月から施行されているところ、平成23年度においては、新たにマレーシアの競争当局であるマレーシア競争委員会に対する技術研修を開始した。これは、JICAの協力の下、マレーシア競争委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、マレーシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として開催するものであり、開催に当たっては、JICAを通じて提出されたマレーシア競争委員会からの要望等を踏まえ、JICAの協力の下に研修内容を検討した。

イ ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（ベトナム競争政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、ベトナムの競争当局であるベトナム競争庁の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ベトナム競争政策研修を平成20年度から開催するとともに、平成22年7月から当委員会職員1名を長期専門家としてベトナム競争庁に派遣している。

ウ インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（インドネシア競争政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、インドネシアの競争当局で

ある事業競争監視委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、インドネシア競争政策研修を平成15年度から開催しているほか、平成21年10月から平成24年6月にかけて当委員会職員1名を長期専門家として事業競争監視委員会に派遣した。

エ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修（途上国競争政策研修）

途上国等では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化している。これを受けて、公正取引委員会は、JICAの協力の下、途上国等の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国競争政策研修を平成6年度から開催しており、平成23年度には、アルメニア、フィリピン、モンゴル及びベトナムの競争当局等の職員が参加した。

表3 各研修の実施状況

年度	実施状況
平成19年度	第13回途上国競争政策研修（8月23日～9月20日，15名） 第5回インドネシア競争政策研修（平成20年3月3日～21日，6名）
平成20年度	第14回途上国競争政策研修（8月20日～9月19日，13名） 第1回ベトナム競争政策研修（平成21年3月16日～25日，5名）
平成21年度	第15回途上国競争政策研修（8月18日～9月18日，10名） 第2回ベトナム競争政策研修（9月29日～10月9日，5名）
平成22年度	第3回ベトナム競争政策研修（4月7日～27日，5名） 第6回インドネシア競争政策研修（5月17日～6月3日，11名） 第7回インドネシア競争政策研修（8月2日～6日，10名） 第16回途上国競争政策研修（8月17日～9月17日，9名） 第4回ベトナム競争政策研修（11月24日～12月10日，5名） 第8回インドネシア競争政策研修（平成23年2月21日～3月10日，11名）
平成23年度	第5回ベトナム競争政策研修（5月16日～6月1日，5名） 第17回途上国競争政策研修（9月29日～10月26日，7名） 第6回ベトナム競争政策研修（11月7日～22日，5名） 第1回マレーシア競争政策研修（平成24年1月16日～20日，4名） 第9回インドネシア競争政策研修（平成24年3月5日～23日，11名）

（注）各研修について、括弧内に研修期間及び研修参加人数を記載。

オ 研修参加者へのアンケート

上記アないしエの技術研修終了時に、研修参加者に対してアンケートを実施している。当該アンケートの「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目について、最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」、最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合（平成19年度に実施した途上国競争政策研修については、「研修プログラムの適切性について」のアンケート項目に対し「5」又は「4」とした回答数の割合）は表4のとおりである。

表4 各技術研修終了時に実施したアンケート結果

	ベトナム 競争政策研修	インドネシア 競争政策研修	マレーシア 競争政策研修	途上国 競争政策研修
平成19年度	－	－	－	100%
平成20年度	－	－	－	93%
平成21年度	87%	－	－	90%
平成22年度	100%	92%	－	100%
平成23年度	97%	97%	83%	100%

（注）「－」は、アンケート又は研修を実施していないことを示す。

前記アンケートにおいては、研修参加者から「現場で様々な事件に取り組んでいる人々と直に会話し、個々の経験について話せた」点や「プログラム構成がよい。理論、実践、振り返りから成っており、すばらしい」といった点を評価する意見（平成23年度途上国研修）が寄せられている一方で、「研修員及び講師の方々との意見交換や質疑応答の時間をより多くとった方がよい。」（平成23年度第5回ベトナム研修）といった研修の改善を求める意見も寄せられている。

(4) 海外に対する我が国競争政策の周知状況

海外の競争当局等との連携を推進するためには、公正取引委員会の活動等について広く海外に周知することにより、海外競争当局等に知ってもらう必要がある。このため、公正取引委員会は、海外の法曹協会が主催し、当該協会の会員である法曹資格者や企業の法務担当者等も多数出席するセミナー等へ講師を派遣するほか、英文ウェブサイトを充実させることによって、広く海外に対して我が国の競争政策を周知している。

ア 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣

公正取引委員会は、当委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、国際法曹協会（I B A）等競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等へ積極的に講師を派遣している。

平成23年度においては、国内の法科大学院が主催する留学生向けの独占禁止法セミナーへの講師派遣要請に応じて講師を派遣するなど、積極的に講師派遣を行ったため、講師派遣回数が増加した。

表5 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数

年度	回数	派遣先
平成19年度	6回	A B A（米国法曹協会）春季会合、I B A（国際法曹協会）年次総会等
平成20年度	4回	A B A 春季会合、I B A アジア・パシフィック地域フォーラム等
平成21年度	2回	第7回国際産業組織論学会及びアジア開発銀行主催競争政策カンファレンス
平成22年度	7回	チャタムハウス主催カンファレンス、A B A 秋季会合等
平成23年度	12回	A B A 春季会合、A B A ・ I B A 共催国際カルテルワークショップ、I B A ・ K B A（韓国法曹協会）競争法カンファレンス、早稲田大学法科大学院トランスナショナルプログラム等

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

(7) 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数は、表6のとおりである。

平成23年度についてみると、28件となっており、前年度と比較して増加している。これは、同年度において、英訳するプレスリリースの対象を拡大するなど、英文プレスリリースの一層の充実及び迅速化に務めたためである。

表6 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数

(単位：件)

年度	独禁法関係	企業結合関係	その他	合計
平成19年度	11	2	30	43
平成20年度	31	2	36	69
平成21年度	14	1	18	33
平成22年度	10	2	4	16
平成23年度	11	6	11	28

(注)「独禁法関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「独占禁止法（違反事件関係）」(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/kankoku.html>)及び「独占禁止法（その他）」(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/dksonota.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。「企業結合関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「企業結合関係」(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/ma.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ホームページに掲載しているものをいう。「その他」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」に掲載されているプレスリリース(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/houdouindex.html>)のうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものであって、「独禁法関係」及び「企業結合関係」以外のものをいう。

(イ) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中でもトップページ（以下「英文トップページ」という。）及びプレスリリースページ（以下「英文プレスリリースページ」という。）は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するための主要なページである。

英文トップページ及び英文プレスリリースページへのアクセス数は表7のとおりである。

平成23年度についてみると、英文トップページへのアクセス数は前年度より減少しているものの、英文プレスリリースページへのアクセス数は前年度までよりも増加している。

表7 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス数

年度	英文トップページ		英文プレスリリースページ	
	件数	前年度比	件数	前年度比
平成20年度	59,040件	—	6,862件	—
平成21年度	54,913件	93%	7,028件	102%
平成22年度	51,077件	93%	8,590件	122%
平成23年度	41,543件	81%	16,594件	193%

(注) 公正取引委員会において、英文トップページ（平成20年度から平成22年度までは、<http://www.jftc.go.jp/e-page/>。平成23年度は、<http://www.jftc.go.jp/en/index.html>）及び英文プレスリリースページ（<http://www.jftc.go.jp/e-page/pressreleases/>）についてアクセスログの解析を実施。

- (ウ) 海外における公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの紹介
英文トップページは、ICNのサイト (<http://www.icnblog.org/?p=1302>) においてリンク先として掲載されている。また、ICNのサイトには、ICN加盟国・地域を紹介するページがあり、加盟する国・地域の競争当局のウェブサイトが更新されると、更新された旨が紹介されることがあるが、平成23年4月に公正取引委員会ウェブサイトの英文ページを改訂した際には、改定後のページがICNのサイトにおいて紹介された。

6. 評価

(1) 必要性

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等に適切に対応するために、競争当局間の相互理解の促進、人脈形成、海外における我が国の競争政策に対する認識の向上等のための取組が一層重要になっており、二国間の競争当局による協議の開催、多国間の競争当局における国際協力促進のための取組への参加、途上国等の競争当局に対する技術支援等の実施、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上等により、競争当局間の協力・連携を推進していく必要がある。

(2) 有効性

ア 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、米国、EU、カナダ等の競争当局との間において、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等を行っている。平成23年度における競争当局間協議の開催回数は6回であり、前年度以上に同協議を積極的に開催した。

海外の競争当局と我が国の競争当局の担当者が直接会って最近の競争政策の動きや法執行活動の状況について協議を行い、協力関係の構築、相互理解の促進などを図ることは、海外の競争当局との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

イ 多国間における検討への参加

平成23年度は、ICNのカルテル作業部会、企業結合作業部会等の電話会議に独占禁止法違反事件調査や企業結合審査の担当者が積極的に参加するとともに、同年度に開催された全ての年次総会及び各作業部会ワークショップについて、公正取引委員会委員長及び職員が、パネリスト等として参加し積極的な発言を行っている。さらに、第10回年次総会に

において企業結合審査の国際的協力枠組みの構築に関する提案を行い、その調整及び取りまとめを主導した。また、カルテル、競争唱導等のテーマごとに開催される電話セミナーにも積極的に参加し、独占禁止法違反事件調査の担当者等がプレゼンテーションを行ったりするなど、公正取引委員会はICNの場において主導的な役割を担っており、競争当局間の連携を強化するための多国間における検討に貢献している。

このように、ICN等多国間における検討の場において、各国が抱える問題について議論し、意識を共有していくことは、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

ウ 途上国等に対する技術研修の実施

平成23年度は、途上国等に対する技術研修を5回開催しているところ、参加者に対して実施したアンケートの結果、いずれの研修においても、当該研修が有効であったとの回答が80パーセントを超えており、施策の目標を達成している。また、前記のとおり、参加者からは「現場で様々な事件に取り組んでいる人々と直に会話し、個々の経験について話せた」点や「プログラム構成がよい。理論、実践、振り返りから成って」いる点を評価する意見が寄せられている。よって、途上国等に対する技術研修は、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。ただし、参加者から「研修員及び講師の方々との意見交換や質疑応答の時間をより多くとった方がよい。」と更なる改善を希望する意見も寄せられていることから、研修内容を検討し、研修員と講師の間の意見交換及び質疑応答の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討する必要がある。

エ 海外に対する我が国競争政策の周知

(7) 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣

平成23年度は、合計12件の講師派遣を行っており、過去最高の講師派遣数となっている。海外の法曹協会が主催するセミナー等へ積極的に講師を派遣することは、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する上で有効であったと評価できる。

(イ) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

a 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

英文プレスリリース掲載件数については、16件以上とする施策の目

標を達成している。

b 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

平成22年度については、英文トップページへのアクセス数については、前年度比81%と減少している。英文トップページは、最近掲載された英文プレスリリースや最近公正取引委員会が参加した国際会議等の様子が「Photo Topics」として掲載されているなど、我が国の競争政策を知るために一覧性あるページとして有効であるため、より多くの利用者に閲覧してもらえるよう工夫が必要である。

他方、英文プレスリリースページへのアクセス数は前年度比193%と前年度の水準を上回っており、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために一定の有効性が認められるものと評価できる。

(3) 効率性

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等については、海外競争当局等との連携を推進することによって、効率的に対応することが可能となる。

また、平成23年度においては、以下のとおり、海外の競争当局等との連携を推進するための費用の削減を図り、より効率的な取組を進めた。

ア 国際会議の開催準備等に当たり、電話会議やメールを利用したやり取りを増やすことによって、職員の出張回数を減らした。

イ ICNの各作業部会において実施されたセミナーを、電話セミナーの形式によっても実施したことにより、公正取引委員会の職員の出張回数が減少した。平成23年度においては、入札談合や競争唱導に関する電話セミナー等において公正取引委員会の職員がプレゼンテーションを行うなど積極的に貢献した。

ウ 英文プレスリリースについては、和文プレスリリースのうち英訳する対象を拡大（個別事案に関する排除措置命令等のほか企業結合案件、調査報告書等も対象に追加）するとともに、従来の和文プレスリリースを全訳する方法をやめ、内容を簡略化した上で公表することを基本とした。その結果、昨年度に比してより多くの英文プレスリリースを迅速に英文ページに掲載することができた。

(4) 反映の方向性

上記(1)、(2)及び(3)のとおり、本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の点につ

いて改善する必要がある。

ア 東アジアを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、今後もこれに応じていく必要がある。また、今後の効果的な技術支援に結び付けていくために、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、研修内容の検討を行っていく必要がある。

平成22年度においては、研修参加者から研修期間の延長を求めるニーズが出たところであり、それを踏まえて、平成23年度において、研修期間の延長を検討したが、延長自体は困難であった。しかし、上記ニーズの背景には、講義で聞いた内容のうち不明な点を質問する時間等をしっかりと取ってほしいという要望が背景にあると考えられたことから、平成23年度においては、同要望が研修参加者の中にあることを研修の講義を担当する講師に伝え、配慮を求めて、従前は、講義時間が延長すると時間調整のために質疑応答の時間を短縮させることもあったところ、時間配分を工夫してもらうなどして、質疑応答の時間を一定時間確保してもらうこととした。

しかしながら、平成23年度において、前記のとおり、研修参加者及び講師との意見交換や質疑応答の時間をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の意見交換及び質疑応答の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていく必要がある。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点から、引き続き、和文プレスリリースを英訳し、掲載していく必要がある。

英文プレスリリースへのアクセス数が増加している一方で、英文トップページへのアクセス数が、平成23年度において前年度よりも減少している点については、最新の情報が掲載される英文プレスリリースページへの関心が一般に高く、一度、英文トップページから英文プレスリリースページにアクセスした人は、同ページにブックマークを貼る等により、次回以降は英文トップページを経由せずに英文プレスリリースページにアクセスするようになるからではないかと考えられる。このことは、英文トップページに新しくアクセスする人の数が増えていないということであり、今後は、例えば、他の競争当局が関係する事項を英文トップページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当

者に連絡する、英文トップページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。

(5) 総合的評価

本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進する上で必要かつ有効であると評価できるが、途上国等への技術研修の方法及び海外への情報発信の方法の改善が課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 日本人が海外において事業活動を行うに当たり、海外の競争法を知ることは必要だと考えるが、それについて何か取組をしているのか。</p> <p>(公正取引委員会ホームページにおいて、「世界の競争法」と題して各国の競争法の概要を掲載し、適宜更新をしている旨を回答した。「競争政策の広報・広聴活動等競争政策の広報・広聴」参照。)</p>	東條委員
<p>○ 英文プレスリリースページへのアクセス数が昨年度に比べて倍増している理由は何か。</p> <p>(掲載する対象を拡大した上、タイムリーに公表したことにより海外の雑誌に取り上げられることが増えたこと、海外でも関心を集めるような国際事案があったことなどが、アクセス数の増加につながったと考えられる旨を回答した。)</p>	田辺委員

平成24年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会24-⑦)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出						
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。						
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上(そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進(そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	45,622	36,832	46,482	45,415	43,910
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	45,622	36,832	46,482	45,415	43,910
執行額(千円, c)		37,977	29,713	35,732			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)		平成23年8月9日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5)談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」		
	第166回国会施政方針演説		平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。		

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数[回]	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		78	103	117	165	178	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	108以上
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[%](注1)	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		-	-	-	93.2	94.8	
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度[%](注2)	実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		-	-	-	91.3	93.7	
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知するか[%](注3)	実績値					
		23年度					
		研修会実施	上司に報告	同僚・部下に報告	研修資料閲覧	周知予定なし	その他
		3.0	18.8	20.8	57.7	19.1	2.8
公開セミナーの開催回数[回]	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	2	6	3	3	4		
年度ごとの目標値		-	-	-	3以上	3以上	
公開セミナーにおける参加者の満足度[%](注4)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	74.6	79.6		
国際シンポジウムにおける参加者の満足度[%](注5)	実績値						
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	-	-	-	56.8	97.0		

(注1)理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。
(注2)有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。
(注3)複数回答。
(注4)満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
(注5)満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	各府省における規制の事前評価における競争評価 チェックリストを用いた競争評価(注6)の実施件数〔件〕	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	67	82
	規制影響分析手法等検討会議の開催回数〔回〕	実績値				
19年度		20年度	21年度	22年度	23年度	
	-	-	-	2	2	

(注6)競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>入札談合等関与行為防止法に係る研修については、目標値(過去5年間の平均(107.6回)と同等又はそれ以上)を大幅に上回る178回実施した。</p> <p>公開セミナーについては、目標値(過去5年間の平均3.4回)を上回る4回実施した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、以下のとおり、それらの取組を更に充実・発展させていくことが必要である。</p> <p>発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進については、引き続き、入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外の研修受講も積極的に促していくとともに、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員の受講を求めていく。研修の内容についても、より分かりやすいものとなるよう工夫するとともに、アンケート等を踏まえ、発注機関のニーズの把握に努める。このほか、発注機関において組織として継続的に入札談合等の防止に取り組んでもらうため、人事異動のたびに定期的に研修を実施したり、発注機関の担当者の人事異動時における引継事項の中に当該研修内容を加えてもらうことや、将来的には、研修を受けた機関が、初歩的な部分については自前で研修を実施できるように支援するなど、取組を発展させていくことも検討することが適当である。この点、発注機関の便宜に付すため、研修で用いるテキストを公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているところ、引き続き、参考資料の提供を図ることとする。</p> <p>競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信については、CPRCの活動について、今後も、共同研究の成果の概要や講演概要の専門誌への掲載等により積極的な情報発信を行うほか、国内外の学会等においてCPRCの研究成果を紹介する機会を設けることにより、CPRC自身の知名度を高め、併せて、学者等にとってのCPRCの活動に参加するインセンティブを高める。また、一部の公開セミナーにおいて参加者の評価が若干低かったところ、公開セミナーの参加理由で「テーマ」を選んだ人が多いことを踏まえ、事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く。これらの取組により、学界・実務家の積極的貢献、CPRCのイベント内容の充実・参加者の増加といった相乗効果による公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。</p> <p>各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。また、当該分析・検討の結果を踏まえて、必要に応じ、①手引については、具体的な事例を充実させるなどの見直しを行う、②競争評価チェックリストについては、各府省がチェックリスト型競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加といった措置を採ることについて、引き続き、総務省と検討していく必要がある。さらに、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制を整備することも、引き続き検討していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・入札談合等の防止のためには、大きな発注機関だけでなく市町村にも理解してもらう必要があるが、どのような工夫をしているのか。(田辺委員)</p> <p>(政令指定都市以外の市町村においても研修を実施しているほか、市町村が構成員となっている都道府県の公共工事契約制度運用連絡協議会というネットワークを利用した研修も実施している旨を回答した。)</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講者に対する理解度等に係るアンケート 調査対象者・人数:12,682名 調査方法:研修聴講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成23年4月～平成24年3月 有効回答数:10,078名</p> <p>②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:164名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成23年6月～平成23年12月 有効回答数:137名</p> <p>③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:84名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年3月 有効回答数:67名</p> <p>(注)上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 東出 浩一 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 笠原 宏	政策評価実施時期	平成24年4～7月
-------	------------------------------------	--------	------------------------------------------------	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 経済取引局総務課, 経済調査室, 調整課

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等
競争的な市場環境の創出

【具体的内容】

①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し, ②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い, ③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上（そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施）, ②事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進（そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施）, ③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって, 発注機関, 事業者等に対して競争政策の定着を図り, もって, 競争的な市場環境を創出する。

3. 評価の実施時期

平成24年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は, 効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

公正取引委員会は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、入札談合等関与行為防止法に係る研修会を主催しているほか、全国の発注機関に講師を派遣するなどして、発注機関の職員を対象に、入札談合等関与行為防止法に係る研修を実施している。

平成23年度においては、当該研修の実施回数が平成22年度以前よりも増加して178回となった（表1）。

表1 入札談合等関与行為防止法に係る研修実施回数（単位：回）

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
75	78	103	117	165	178

表2 入札談合等関与行為防止法に係る研修の主な参加者等

公取委における 担当事務所等	実施回数	主な参加者
本局	59	国土交通省，防衛省，東京都，群馬県，横浜市，東日本高速道路株式会社の各職員
北海道事務所	12	国土交通省北海道開発局，北海道の各職員
東北事務所	10	防衛省東北防衛局，秋田県の各職員
中部事務所	23	国土交通省中部地方整備局，三重県，名古屋市の各職員
近畿中国四国事務所	22	農林水産省近畿農政局，和歌山県，阪神高速道路株式会社の各職員
中国支所	8	国土交通省中国地方整備局，広島県の各職員
四国支所	12	国土交通省四国地方整備局，高知県の各職員
九州事務所	29	国土交通省九州地方整備局，長崎県の各職員
沖縄公正取引室	3	沖縄県，沖縄県下市町村の各職員
合計	178	

(2) 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要論点等に関する情報発信

公正取引委員会では、競争政策研究センター（以下「CPRC」という。）を設置し、CPRCが、政策と学問、経済学と法学、我が国と海外の学識経験者をつなぐ架け橋となることを通じ、独占禁止法の執行や競争政策の企画、立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するための活動を展開している。具体的には、公正取引委員会職員、経済学者、法学者らによる共同研究を実施しているところ、一般から広く参加者を募ってセ

ミナーを開催して共同研究の成果等を発表し（４回）、参加者間での討議を行うとともに、専門誌において共同研究の成果を紹介することなどによって、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を図っている（CPRCが開催する当該セミナーを以下「公開セミナー」という。）。また、CPRCでは、国際的な競争政策に関するトピックスやアカデミックな研究成果について、海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、CPRCの研究員や公正取引委員会幹部を交えたパネルディスカッション等を行う国際シンポジウムを開催している。

公開セミナーは、平成18年度から平成22年度の5年間で合計17回（平均3.4回／年）開催しており（表3）、平成23年度においては4回開催している（表4）。国際シンポジウムは、CPRCが発足した平成15年度以降、毎年1回開催している（表5）。

表3 公開セミナーの開催回数 (単位：回)

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3	2	6	3	3	4

表4 平成23年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

	開催日	テーマ・講師等
1	平成23年6月3日	第25回公開セミナー（先端政策分析セミナー） 「競争政策・規制影響分析の発展に向けて」 【講師】 小田切 宏之（CPRC所長・成城大学社会イノベーション学部教授） 笠原 宏（公正取引委員会経済取引局調整課長） 【パネリスト】 丸山 達也（京都大学経済研究所准教授） 春日 教測（近畿大学経営学部准教授）
2	平成23年6月17日	第26回公開セミナー 「企業の提携・部分的結合の経済分析と競争政策」 【講師】 森田 穂高（CPRC客員研究員・ニューサウスウェールズ大学経済学部准教授） 【コメンテーター】 多田 敏明（日比谷総合法律事務所弁護士）

3	平成23年10月12日	<p>第27回公開セミナー 「中国独占禁止法の運用状況と今後の課題」</p> <p>【講師】 時 建中（中国政法大学副学長・教授，同大学競争法研究センター主任，中国独占禁止法起草専門家グループメンバー）</p> <p>【コメンテーター】 川島 富士雄（名古屋大学大学院国際開発研究科教授） 武田 邦宣（CPRC主任研究官・大阪大学大学院高等司法研究科准教授）</p>
4	平成23年12月9日	<p>第28回公開セミナー 「流通市場における買手パワーの競争への影響について」</p> <p>【講師】 小島 泰友（東京農業大学国際食料情報学部准教授） 湊川 和彦（大宮法科大学院大学非常勤講師）</p> <p>【コメンテーター】 大久保 直樹（CPRC主任研究官・学習院大学法学部教授） 高橋 佳生（財団法人流通経済研究所常務理事）</p>

（注）公開セミナーの講師，コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

表5 国際シンポジウムのテーマ等（平成18年度以降）

年度	開催日	テーマ
平成18年度	平成19年3月23日	M&Aと競争政策
平成19年度	平成20年3月7日	経済成長に果たす競争政策の役割
平成20年度	平成21年1月23日	参入と産業活性化に果たす競争政策の役割
平成21年度	平成22年2月19日	東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割
平成22年度	平成23年3月4日	競争法と企業結合規制
平成23年度	平成24年3月9日	カルテル・談合と独占禁止法

- (3) 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進
 規制の新設又は改廃を行う際には，総務省が策定した「行政評価等プログラム」（平成22年4月公表）等によって，規制の事前評価において各行政機関が競争状況の把握・分析（以下「競争評価」という。）を行い，当該評価結果を規制の事前評価書に記載することとなり，平成22年4月26日

から試行的に競争評価が実施されている。公正取引委員会では、競争評価の定着及び内容向上のため、各種の支援・促進に係る取組を行っている。

ア 競争評価の定着に係る施策

競争評価の試行的実施に当たっては、「行政評価等プログラム」等により、OECD競争委員会における「競争評価に関する理事会勧告」等の国際的な流れも踏まえ、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法を採用することとされたことから、公正取引委員会は、競争評価チェックリストを作成し、総務省と連携して同チェックリストを配布しているほか、競争評価チェックリスト活用の手引（以下「手引」という。）及びサンプル事例を総務省を通じて配布している。平成23年度は、競争評価チェックリストを用いた競争評価（以下「チェックリスト型競争評価」という。）が11府省において計82件実施された。

イ 競争評価の内容の向上に係る施策

競争評価については、平成22年4月19日付けの総務省行政評価局事務連絡において、試行的実施の状況・結果を踏まえ、平成23年度以降の適切な時期に本格的実施に移行することとされた。公正取引委員会では、競争評価を本格実施する際に、各府省がより充実した競争評価を実施するための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の事前評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて規制影響分析手法等検討会議（以下「検討会」という。）を平成23年4月及び6月に開催した。

6. 評価

(1) 必要性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテル（不当な取引制限）の典型的な行為であり、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて国や地方公共団体が安価で良質な公共財を調達する入札システムを否定する悪質な違反行為であるが、過去数十年にわたって、入札談合事件は後を絶たない。また、平成15年の入札談合等関与行為防止法施行後において、公正取引委員会が発注者による入札談合等関与行為を認定した事例も11件に上っている。このように多発している入札談合等を防止するためには、入札談合が行われにくい入札制度を整備し、そのような入札制度を適切に運用することと、入札談合に関与しないように発注機関・職員の法令遵守に係る意識向上や体制面の整備等が不可欠である。しかし、発

注業務に従事する職員にとっては、予算執行等との兼ね合いや被害者意識を自覚しにくいことなどから、入札談合等の防止に積極的に取り組むインセンティブが小さいものと考えられる。また、平成23年9月に公表したいわゆる官製談合の防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書によれば、例えば、入札談合等関与行為防止法に触れたコンプライアンス・マニュアルは1割程度、入札関連秘密情報の管理規程は2割程度の発注機関での整備にとどまっている状況がみられる。

したがって、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがないよう、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進することが必要である。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

独占禁止法（競争法）に基づく規制は、独占の弊害という経済学上の理論をその根拠の一つとして行われており、法と経済学が極めて密接に関係している領域である。また、独占禁止法の執行及び競争政策の運営の目的は、特定の者の利害調整や被害者の救済を主眼とするものではなく、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、ユーザーや一般消費者全般の利益を確保するとともに、技術革新や産業の新陳代謝の促進を通じた経済の活性化及び経済成長を実現するという全体的、一般的効果を目指すものである。したがって、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を的確に行っていくためには、他の政策や法律に比べて、その理論的基盤を整備し、法学、経済学の新しい知見を取り込み、より緻密に経済実態や競争状況を把握するなど、公益を実現するための適切な枠組みを常時洗練させていく必要性が高い。このような理論的かつ実証的な裏付けに基づいた適切な法執行や競争政策の運営を実施し、かつ、それらを適切に発展させていくためには、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹界や経済界が、競争政策に関する情報を共有し、密接に意見交換を行い、相互に補い合いながら協働を進めていくことが不可欠である。

このような観点から、最近の競争政策の主要な論点を提供し、これらの関係者が認識を共有できる場を設けることの必要性は非常に高いといえる。実際に、CPRCが開催している公開セミナーは、参加者の募集

の締切日前に応募数が定員に達する回もあり、また、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している公開セミナーの講演資料に対するアクセス件数が平均で月約 513 件（平成 24 年 1 月から同年 3 月まで。3 か月合計で 1,538 件）であるなど、ニーズも大きい。

さらに、競争政策の基礎となる経済学の理論は、世界共通のものであることから、経済学の研究が進んでいる欧米の議論やそれをいち早く取り入れた欧米当局の動向を把握することは、我が国競争政策の発展にとって極めて重要である。そのため、公開セミナーに加えて海外における最新の論点を紹介する国際シンポジウムを開催することは、関係者にとって有益であり、実際、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している国際シンポジウムの講演資料に対するアクセス件数が平均で月約 385 件（平成 24 年 3 月から同年 5 月まで。3 か月合計で 1,154 件）であるなど、関係者の関心は高い。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の支援・促進

競争評価は、平成22年4月から新たに開始された取組であるため、各府省から公正取引委員会に対して、手引及びサンプル事例が必要であるという要望が寄せられている。また、試行段階にある競争評価を速やかに本格実施に移行させるためには、各府省の競争評価の取組を早急に定着させ、かつ、その内容を向上させていくことが必要であり、競争政策に係る知見を有する公正取引委員会が各種の支援・促進のための取組を実施する必要がある。

(2) 有効性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

平成23年度には、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、入札談合等関与行為防止法に係る研修を178回実施し、全国各地の発注機関の職員が参加した。平成23年度の実施回数は、平成18年度から平成22年度の過去5年間の平均実施回数である107.6回を上回るものであり、目標を達成している。

前出の実態調査報告書によれば、入札談合等関与行為防止法の研修を過去3年間に実施した発注機関は約4分の1にとどまっており、相当数の発注機関職員が入札談合等関与行為防止法の内容を十分把握しないまま業務に従事している可能性が指摘されており、実際、入札談合等関与行為防止法に係る研修の参加者に対するアンケート調査の結果、入札談合等関与行為防止法等について「研修参加前のある程度は内容を把握し

ていた」と回答した参加者の割合は約46.4パーセントにとどまっている（表6）。この点については、研修の結果、約94.8パーセントの参加者が同法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答し（表7）、また、約93.7パーセントの参加者が、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答している（表8）。

表6 研修前に入札談合等関与行為防止法等の知識がどの程度あったか

	ある程度把握していた	ほとんど知らなかった	名称を知るのみ	全く知らなかった
平成22年度	42.0%	32.8%	22.8%	2.4%
平成23年度	46.4%	31.3%	20.2%	2.1%

表7 研修後に入札談合等関与行為防止法等への理解が深まったか

	深まった	多少深まった	どちらとも言えない	あまり深まらなかった	深まらなかった	既に十分知っている
平成22年度	44.6%	48.6%	4.2%	1.8%	0.4%	0.4%
平成23年度	50.7%	44.1%	3.3%	1.2%	0.3%	0.4%

表8 研修の内容は今後の業務に役立つと思うか

	役立つ	多少役立つ	どちらとも言えない	あまり役立つたない	役立つたない
平成22年度	56.4%	34.9%	6.3%	1.9%	0.5%
平成23年度	63.7%	30.0%	4.8%	1.3%	0.3%

さらに、研修においては、「入札談合の防止に向けて」と題する166ページに及ぶ資料を配付している。同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例が充実しており、参加者は研修後もいつでも参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いる等して研修に参加できなかった職員に対して説明することができるなど、発注機関の職員の理解増進に寄与している。この点、アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、8割程度の参加者が「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」又は「資料回覧」することによって職場において研修内容の周知を行う予定であるとされている（表9）。

表9 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

研修会を実施する	上司に報告する	同僚・部下に報告する	研修資料を回覧する	周知する予定はない	その他
3.0%	18.8%	20.8%	57.7%	19.1%	2.8%

以上のように、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法の理解を促進し、当該発注機関における発注業務の改善に資するために有効であると評価できる。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

事業者、実務家等における競争政策に係る理解の増進のため、平成23年度においては、公開セミナーを4回及び国際シンポジウムを1回開催している。公開セミナーの開催回数については、平成18年度から平成22年度の5年間の平均開催回数である3.4回と同程度となっていることから、公開セミナーの開催回数に関する目標を達成している。

平成23年度に開催した4回の公開セミナーの参加者の合計は278名と多数の参加者を得た。公開セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果、公開セミナーに対する評価は表11のとおりであり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が、第25回では約74.1%、第26回では約57.9%、第27回では約94.3%、第28回では約91.9%となった。また、4回の公開セミナーのアンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「最近注目されている規制改革と経済分析の関係について、とても整理された内容だったので理解しやすかった。」（第25回）、「近年重要性を増す企業の部分的提携の背景と経済的意味について分かりやすく説明してもらってよかった。」（第26回）、「昨今の小売市場の構造変化を踏まえたバイイングパワーによる競争政策上の問題について分かりやすく説明してもらった。」（第28回）等の意見が寄せられている。

このように、公開セミナーに対する参加者の満足度は、第25回と第26回の数値が若干低くなっているが、第27回と第28回では90%を超えており、参加者にとって、参考となるものだったといえる。

また、テーマ設定についても、アンケートにおいて参加した理由（複数回答）のうち「テーマ」を選んだ人は約5割を占め（4回分の平均）、適切なものであったといえる。

表 10 公開セミナーのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他	計
81名 50.6%	12名 7.5%	7名 4.4%	6名 3.8%	58名 33.8%	164名 100.0%

(注)「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表11 公開セミナーに対する評価

	5	4	3	2	1
第25回（平成23年6月3日）	14.8%	59.3%	25.9%	0%	0%
第26回（平成23年6月17日）	13.2%	44.7%	39.5%	2.6%	0%
第27回（平成23年10月12日）	31.4%	62.9%	2.9%	2.9%	0%
第28回（平成23年12月9日）	27.0%	64.9%	8.1%	2.7%	0%

(注)「大変参考になった」を「5」、「全く参考にならなかった」を「1」とする5段階による評価である。

国際シンポジウムについては、参加者の合計は192名であった。そのパネリストについては、欧州委員会競争総局のチーフエコノミストを始めとする欧米の著名な経済学者等、欧米の最新の議論について情報発信を行うのにふさわしい参加者を選定した。さらに、フロア・ディスカッションを行うことにより、議論が深まり、参加者の理解が増進された。

また、参加者に対するアンケート調査の結果、その評価は表13のとおりであり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が約97.1%となった。また、当該アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「談合・カルテル調査における経済分析の活用状況と今後の課題について分かりやすく説明していただいたので、大変勉強になった。」、「独占禁止法の適用に当たっての経済分析の実践的活用について、現在の状況を体系的に分かりやすく御説明いただいた。」等の意見が寄せられており、国際シンポジウムに対する参加者の満足度はおおむね高く、参加者にとって参考となるものだったといえる。

表 12 国際シンポジウムのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他	計
27名 32.1%	25名 29.8%	7名 8.3%	6名 7.1%	19名 22.6%	84名 100.0%

(注)「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表13 国際シンポジウムに対する評価

5	4	3	2	1
49.3%	47.8%	2.9%	0.0%	0.0%

(注)「大変参考になった」を「5」,「全く参考にならなかった」を「1」とする5段階による評価である。

このように、公開セミナー及び国際シンポジウムは、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会の職員、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹や経済界が、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有する場として機能していることから、これらの者による協働を促進するために有効であったと評価できる。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

平成22年度に各府省から提出された競争評価チェックリストの記載内容を踏まえ、より充実した競争評価を行ってもらうという観点から競争評価チェックリストの記入に係る留意点をまとめた資料を新たに作成し、平成23年6月に総務省が開催した政策評価各府省担当官会議において配布し説明を行った。

平成23年度においては、各府省から合計82件の競争評価チェックリストが提出されたところ、回答内容は概ね各設問の趣旨に沿った妥当なものであったことから、上記の競争評価の定着に係る取組が有効なものであったと考えられる。

(4) 競争評価の内容の向上に係る施策

公正取引委員会は、各府省が競争評価を実施する際の方法について検討するための検討会を平成23年度に2回実施した。検討会では、競争評価を更に充実させるための手法の開発等について議論を進めており、経済学を応用しつつ各府省の担当者が競争評価チェックリストの各設問の回答を記入する場合の課題の抽出と解決の示唆を得るなどしてきた。

さらに、平成23年度においては、これまでの検討成果に基づいて、個々の設問の回答から競争への影響の有無を評価するための手法について、各府省が競争評価を実施する際に、競争への影響をより詳細に評価できるように、競争評価チェックリストの個々の質問と競争への影響に関係する市場構造等に関する質問との関係を整理するなどして

原案をまとめた。また、具体的事例への当てはめを通じて同案の有用性や課題について検討を行った。

このように、検討会は、競争評価を実施する際の方法の検討を進める上で広く問題点を把握できるなど、競争評価の内容の向上に向けて有効なものであった。

(3) 効率性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合等関与行為防止法に係る研修のアンケート調査結果によれば、研修参加者のうち約72パーセントを、「工事・物品・委託業務等の発注業務」を担当する者が占めていた（表14）。前出の実態調査報告書においても、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員は発注担当部署（出先機関を含む。）の職員であることが示されており、また、これまで公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の関与によるものであるところ、このように、発注業務の担当者に対して重点的に研修を実施することによって、効率的に研修を実施できたといえる。

また、同アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、8割程度の参加者が職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている（表9）ことから、参加者だけでなく研修に参加していない者に対してもその内容の周知が行われたものと評価できる。

このように、入札談合等の防止に係る意識等の向上のための働きかけを発注機関における実務担当者に対し重点的に行うとともに、研修の参加者以外の職員にもその内容を周知させることができ、効率的な取組であったと評価できる。

表14 研修参加者の担当業務（複数回答可）

工事・物品・委託業務等の発注業務	契約・会計業務	コンプライアンス等の内部統制業務	その他
71.7%	45.9%	10.1%	25.8%

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナーの開催に当たっては、CPRCの活動を通じて競争政策に関心のある者をメーリングリストとしてデータベース化し、リスト掲載者に直接、参加案内を発信しており、効率的な告知を行える仕組みにな

っている。また、外部の関係者と職員が同時に参加しており、外部への情報発信と職員の知識の向上が同時に行えるものとなっている。さらに、国際シンポジウムでは、新聞社との共催で実施したことにより、広報、結果の紹介といった活動を効率的に行うことができた。このほか、公開セミナー等の資料を公正取引委員会ウェブサイト等に掲載しており、参加できない人に対する情報発信として機能している。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

手引及びサンプル事例の配布は、各府省による競争評価チェックリストの作成及びチェックリスト型競争評価の実施に当たって、簡便かつ適切な参考資料を提供するものであり、各府省に共通した疑問点について個々に回答する方法等よりも事務負担を大幅に軽減するものであることから、各府省における取組を効率的に支援することができた。

また、手引及びサンプル事例の配布は、政策評価を所管し、各府省の政策評価全体を総括する総務省を通じて行ったため、効率的に各府省の担当者に行き渡るとともに、担当者がそれらの意義や内容を理解して受け入れるプロセスが効率的となった。

(4) 競争評価の内容の向上に係る施策

各府省が行う競争評価について、規制が競争に与える影響をより詳細に分析できるような内容にすること及びそのような詳細な分析を各府省が行うことを効果的に支援する方法については、経済学、規制の事前評価及び行政実務の多岐にわたる論点を整理した上で検討する必要がある。そのためには、経済学や、規制の事前評価に係る専門家の知見が不可欠であるところ、検討会という形式で、当該専門家が一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を進める取組が効率的に行えた。

(4) 反映の方向性

ア 発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進

引き続き、入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外の研修受講も積極的に促していくとともに、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員の受講を求めていく。研修の内容についても、より分かりやすいものとなるよう工夫するとともに、アンケート等を踏まえ、発注機関のニーズの把握に努める。

このほか、発注機関において組織として継続的に入札談合等の防止に取り組んでもらうため、人事異動のたびに定期的に研修を実施したり、発注機関の担当者の人事異動時における引継事項の中に当該研修内容を加えてもらうことや、将来的には、研修を受けた機関が、初歩的な部分については自前で研修を実施できるように支援するなど、取組を発展させていくことも検討することが適当である。この点、発注機関の便宜に付すため、研修で用いるテキストを公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているところ、引き続き、参考資料の提供を図ることとする。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

CPRCの活動について、今後も、共同研究の成果の概要や講演概要の専門誌への掲載等により積極的な情報発信を行うほか、国内外の学会等においてCPRCの研究成果を紹介する機会を設けることにより、CPRC自身の知名度を高め、併せて、学者等にとってのCPRCの活動に参加するインセンティブを高める。また、一部の公開セミナーにおいて参加者の評価が若干低かったところ、公開セミナーの参加理由で「テーマ」を選んだ人が多いことを踏まえ、事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く。これらの取組により、学界・実務家の積極的貢献、CPRCのイベント内容の充実・参加者の増加といった相乗効果による公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。また、当該分析・検討の結果を踏まえて、必要に応じ、①手引については、具体的な事例を充実させるなどの見直しを行う、②競争評価チェックリストについては、各府省がチェックリスト型競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加といった措置を採ることについて、引き続き、総務省と検討していく必要がある。さらに、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制を整備することも、引き続き検討していく。

(5) 総合的評価

本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、それぞれの取組について、前記「反映の方向性」に示したような、内容の一層の充実や取組の発展を図っていくことが必要である。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 入札談合等の防止のためには、大きな発注機関だけでなく市町村にも理解してもらう必要があるが、どのような工夫をしているのか。</p> <p>(政令指定都市以外の市町村においても研修を実施しているほか、市町村が構成員となっている都道府県の公共工事契約制度運用連絡協議会というネットワークを利用した研修も実施している旨を回答した。)</p>	田辺委員
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------